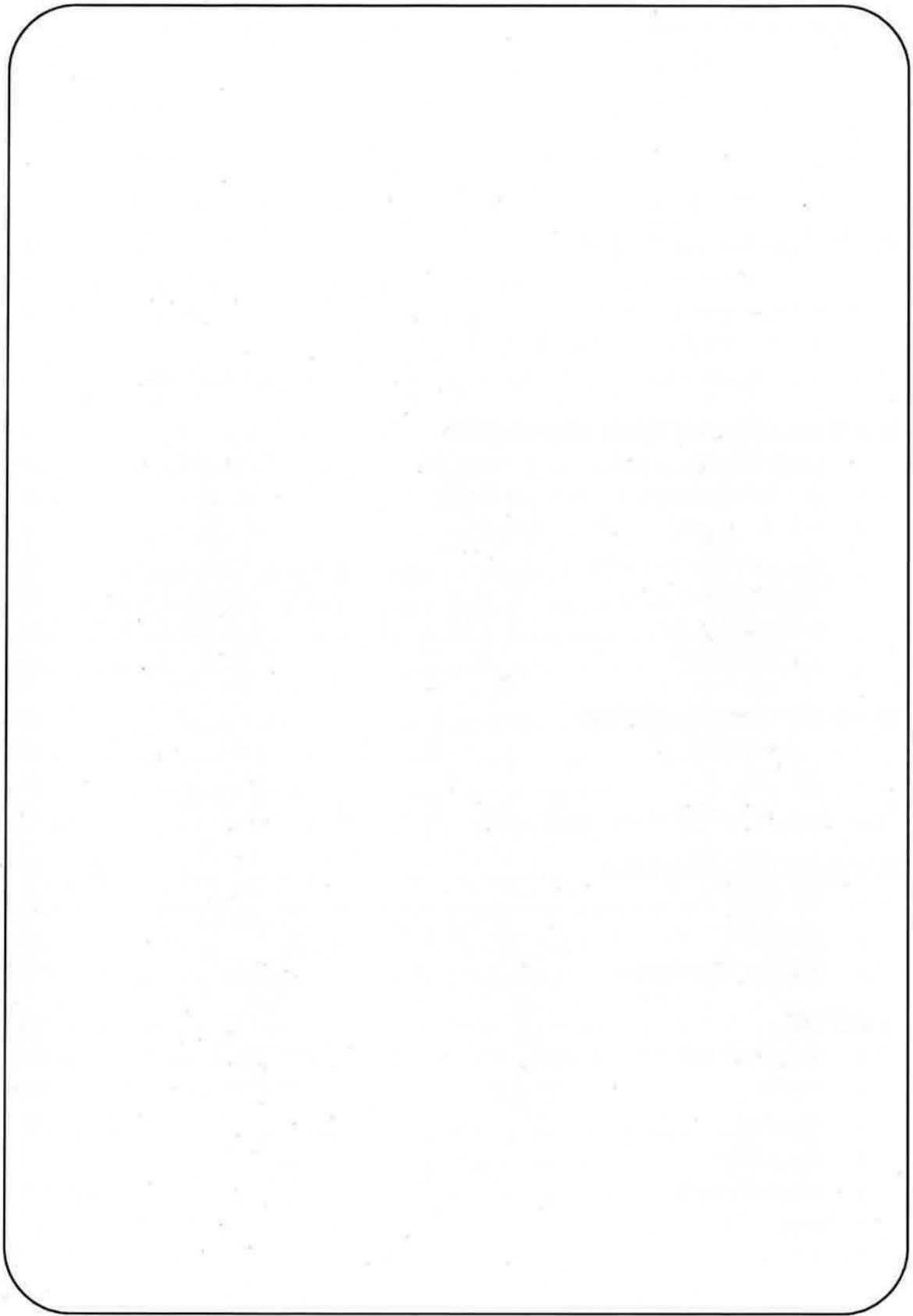


## 第3次草津市環境基本計画（案）

（仮）～ 環境文化を礎に持続可能な社会を築く ～

令和2（2020）年9月9日





# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
1. 計画の策定根拠と位置づけ .....	1
2. 計画の対象範囲 .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. 環境づくりの行動主体 .....	3
5. 計画の進捗管理と評価 .....	4
<b>第2章 「環境文化」のこれまで</b> .....	5
1. まちの成り立ち .....	5
2. 都市化と公害対策の時代 .....	5
3. 環境文化の芽ばえ ～環境に配慮する社会への広がり～ .....	6
4. 環境文化の広がり ～市民と行政のパートナーシップのもとでの“協働”～ .....	6
<b>第3章 環境を取りまく現状及び国内外の取組</b> .....	9
1. 草津市域の現状と課題 .....	9
2. 第2次草津市環境基本計画の成果と課題 .....	10
3. アンケート調査・ヒアリング調査結果 .....	13
4. 環境の現状及び社会情勢 .....	17
5. 国際的な動き .....	21
6. 国の環境政策 .....	22
7. 県の環境政策 .....	22
<b>第4章 めざす環境像と基本方針</b> .....	23
1. めざす環境像 .....	23
2. 基本方針 .....	25
3. 環境づくり行動の原則「協働」 .....	27
<b>第5章 環境文化を高める取組</b> .....	28
1. リーディング事業 .....	28
2. 施策の体系 .....	32
3. 基本方針ごとの施策 .....	33
<b>(参考資料)</b> .....	53
1. 草津市の環境をとりまく現状 .....	54
2. コラム .....	63
3. 用語解説 .....	67
4. 策定の経緯 .....	71
5. 審議会委員名簿 .....	72
6. 諮問・答申 .....	73
7. 条例 .....	73



# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画の策定根拠と位置づけ

平成5（1993）年、国においては、日本の環境政策の根幹となる「環境基本法」が制定され、その中で環境保全に関する地方公共団体の責務について規定されました。

草津市においては、平成10（1998）年に「草津市環境基本条例」を施行し、その第8条には、環境基本計画の策定義務を定めています。この条例に基づき、平成12（2000）年度に草津市環境基本計画を策定し、平成23（2011）年度には第2次草津市環境基本計画を策定しました。

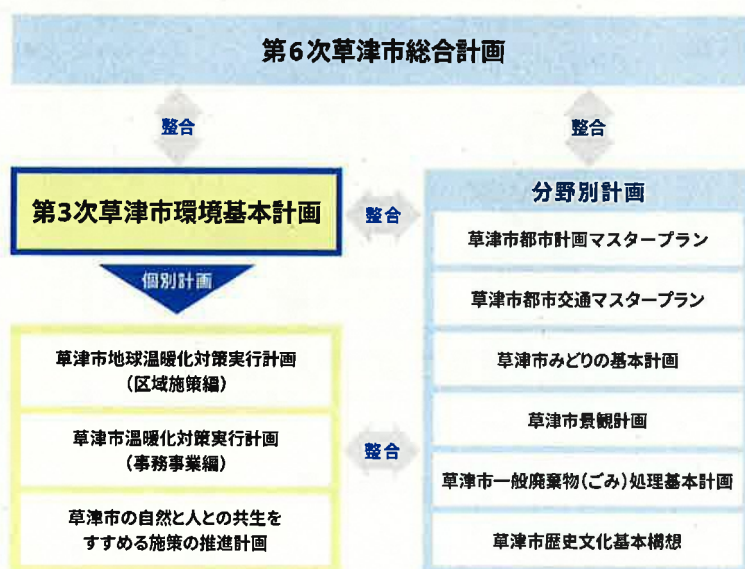
令和2（2020）年度に第2次草津市環境基本計画の計画期間が終了することから、環境課題の変化や社会情勢の変化を踏まえて、第3次草津市環境基本計画（以下、「本計画」とする）を策定するものです。

この度、草津市では、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間とする「第6次草津市総合計画」を令和3（2021）年3月（※予定）に策定しました。この第6次草津市総合計画では、「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐふるさと 健幸創造都市 草津」（※案）をまちの将来の姿として描いています。

本計画は、この将来像の実現に向けて“環境”の側面から推進するため基幹計画です。

その他、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策などについては、環境分野において整合を図るものとしします。

なお、本計画は、「草津市地球温暖化対策実行計画」や、「草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画」の上位計画として位置づけます。



計画の相関図

## 2. 計画の対象範囲

### (1) 計画が対象とする「環境」

本計画が対象とする環境の範囲は、地域の「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」および、それらすべてを支える「地球環境」とします。

また、地球環境に影響を及ぼす「環境への負荷（資源消費、エネルギー消費等）」や、その原因になっている「市民生活・事業活動」も本計画の対象とします。

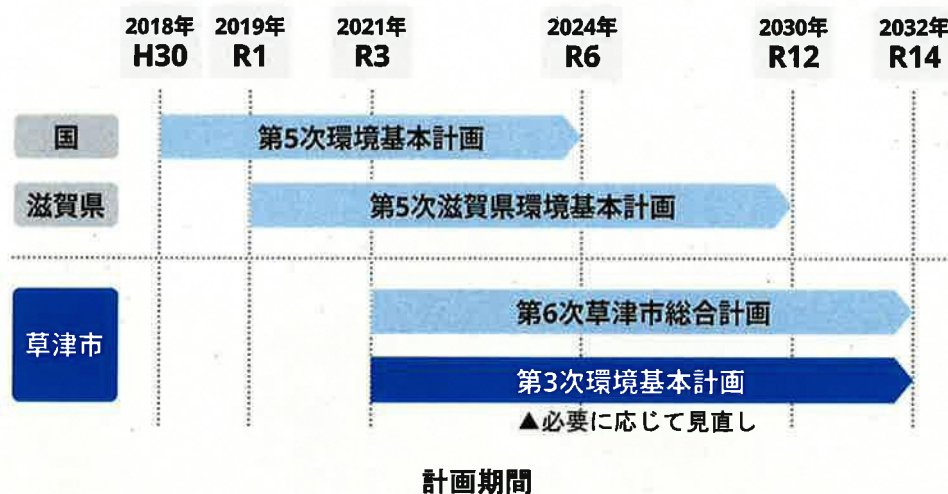


計画の対象範囲



### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、第6次草津市総合計画と併せ、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間としますが、途中、国等の計画改定と整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



### 4. 環境づくりの行動主体

環境づくり行動の主体は、草津市で生活し、活動する個人や団体としての「市民・地域」、市内で事業活動を行う「事業者」、および「行政」の3つに大きく分けて捉えます。

なお、市外からの通勤・通学者、観光客等は「市民・地域」に、大学などの研究機関は「事業者」に、また、国や滋賀県などの行政機関等については「行政」に含むものとします。

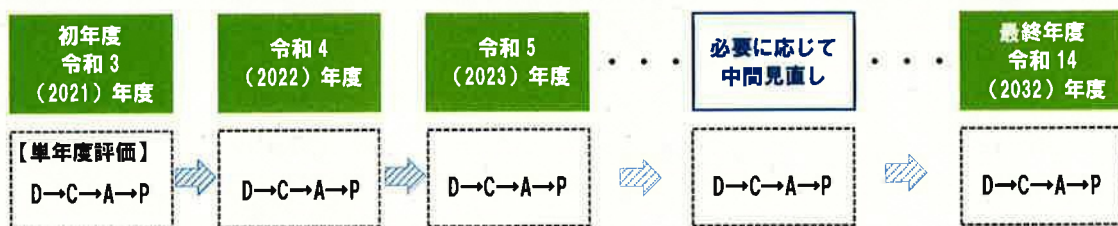
## 5. 計画の進捗管理と評価

この計画に定めた施策の取り組みについては、PDCA サイクルのもとで、その進捗を管理するものとします。

※PDCA サイクルとは、PLAN (P: 計画)、DO (D: 推進)、CHECK (C: 点検・評価)、ACTION (A: 改善策) の流れを繰り返すことで、計画の実効性を高める考え方です。



また、施策の達成評価を含めた計画の進捗管理については、毎年、草津市環境審議会で検証し、その結果については、「くさつの環境」(3年毎に発行)や市ホームページなどを通じ、広く市民に公開していくものとします。



草津市環境基本計画の進行管理イメージ



## 第2章 「環境文化」のこれまで

「環境文化」は、「常に環境への興味・関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つこと」を表現しています。

ここでは、草津市の成り立ち、都市化、公害対策の時代を経て、これまでの草津市の環境文化について説明します。

### 1. まちの成り立ち

草津市の歴史は古く、琵琶湖岸周辺には縄文時代以降、人々の活動を示す数多くの痕跡がみられます。奈良時代になると、史跡瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡のほか市域南部で活発な生産活動が行われてきました。



史跡瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡

市域（南笠・野路・矢倉付近）には古代より官道（東山道）が通り、江戸時代には東海道と中山道が合流する交通の要衝として発展し、大名などの往来に利用された史跡草津宿本陣が現存します。このようななか、市域では街道沿いや平野部の田園地帯の随所に集落が営まれます。そのほとんどは米作中心の農村でしたが、湖辺の集落では半農半漁の村もあり、市域北西部の湖辺の田園地帯には琵琶湖に通じる水路（クリーク）が縦横に通じていました。

このような景観は、江戸時代から経済高度成長期まで大きく変わることはなく推移してきました。

### 2. 都市化と公害対策の時代

昭和40年代からは、国土交通幹線となる鉄道・道路が集中して整備されるに伴い、丘陵地を中心に工場が、丘陵地から平野部にかけて住宅地が急速に開発されました。

昭和40年代後半になると、草津市は滋賀県を代表する工業都市として発展するに伴って、企業活動の影響による公害問題が発生しました。草津市役所では公害対策係、公害分析室を設置して対応に当たりました。環境問題に対する市民意識が初めて大きな高まりをみせたのが、この時期です。

同じ時期、滋賀県南部を中心に京都・大阪など大都市周辺のベッドタウンとしての役割が強まったことで、琵琶湖流域への大きな人口流入があり、琵琶湖には大量の生活排水が流れ込んだことにより、湖水の富栄養化を招きました。その結果、水道ろ過障害、水道水の異臭等につながり、昭和50年代以降には赤潮が発生するに至りました。



滋賀県淡水赤潮の発生現場  
(出典：滋賀県提供)

### 3. 環境文化の芽ばえ ～環境に配慮する社会への広がり～

琵琶湖の水質問題が広く注目されるようになって、「水質悪化の有力な原因は、合成洗剤に含まれるリンである」との認識も広まり、市民運動が活発化しました。

けん引役は「草津市合成洗剤対策市民運動協議会（後の草津市水環境を守る市民運動協議会）」であり、リンを含まない“石けん”の普及を強力に推進しました。この“草津市の石けん運動”は、今もわが国の環境づくり市民運動のさきがけとされています。

その活動は滋賀県全体に広がり「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和54（1979）年）」の制定、昭和59（1984）年の「第1回世界湖沼会議」の大津市開催、その後の草津市への国際湖沼環境委員会（ILEC、昭和61（1986）年）、国際連合環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC、平成4（1992）年）の設置など、世界規模での環境づくりの礎の確立にも結びつきました。

草津市も、草津市水環境を守る市民運動協議会とともに早くから生活排水対策に注力してきました。生活排水の環境負荷を軽減するために、微細目ストレーナーと三角コーナーを開発し、安価で提供することで、市民運動と連携しながら普及に努めました。



微細目ストレーナー

なお、その後には、県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森などの魅力ある環境関連施設や JR 南草津駅や立命館大学びわこ・くさつキャンパス開設等のさらなる整備・集積も進みました。

### 4. 環境文化の広がり ～市民と行政のパートナーシップのもとでの“協働”～

第2次草津市環境基本計画（平成28年3月改訂版くさつ環境文化プラン）では、「エコミュージアムの展開」と「くさつエコスタイルの定着と発信」をリーディング事業として位置付け、市内にある様々な施設や活動団体等と連携した体験学習プログラムの開発・実践など、環境行動を推進する仕組みをつくりました。

平成13（2001）年には、「こどもエコクラブ全国大会」の会場市となったことをきっかけに、翌年度から「こども環境会議」を開催し、令和3（2021）年度で20周年をむかえました。また、地球温暖化防止の啓発を目的に「地球温暖化防止フェア in びわこ・くさつ（平成19（2007）年）」を全国に先がけ開催し、約24,000人の来場がありました。

さらに、市民・事業者・民間団体および行政等の協働による地域の地球温暖化防止市民運動を構築することを目的とした「草津市地球冷やしたい推進協議会」を平成21（2009）年に設立しました。会員数は、設立当初の24者から、73者（令和2（2020）年4月時点）へ推移しており、地球温暖化対策に取り組む協働の輪が広がりを見せています。





年表（草津市の環境行政の歩み）



昭和46 庁内に公害対策係を設置

昭和52 草津市民の環境を守る条例施行  
 清掃工場操業開始  
 草津市合成洗剤対策市民運動協議会の設立  
 石けん運動の展開

昭和56 自然環境保全地区の指定開始

平成10 草津市環境基本条例施行 環境保全施策推進の枠組みを定める

平成12 環境基本計画「環境文化プランくさつ」策定

平成13 草津市ポイ捨て防止に関する条例施行  
 くさつ夢風車設置

平成14 環境家族（家庭版ISO）  
 こどもエコクラブ全国大会（立命館大学）

平成15 第一回こども環境会議

平成17 草津市「小」エネルギー推進フォーラム発足

平成19 草津市の良好な環境保全条例に改正（旧：草津市民の環境を守る条例）

平成20 草津市役所ISO14001取得

平成21 草津市地域新エネルギービジョン策定

平成22 愛する地球のために約束する協定事業

平成23 地球温暖化防止フェアくさつ

平成24 保護樹木指定開始

平成25 草津市「小」エネルギー推進フォーラム発足

平成26 草津市の良好な環境保全条例に改正（旧：草津市民の環境を守る条例）

平成27 草津市役所ISO14001取得

平成28 草津市地球冷やしたい推進協議会設立

平成29 草津市地球冷やしたいプロジェクト（草津市地球温暖化対策実行計画）策定

平成30 愛する地球のために約束する協定事業

平成31 地球温暖化防止フェアくさつ

第2次草津市環境基本計画「くさつ環境文化プラン」策定

いきもの調査事業

特定外来生物処分業務委託

環境学習プランナー育成事業

住宅用創エネルギー機器補助制度

省エネ家電買替補助制度

草津市の自然2014発刊

雨水タンク設置費補助制度

赤野井湾のハスの消失

蓄電池等設置費補助制度

新クリーンセンター稼働

ハスの種の保存事業

くさつエコスタイルプラザの設立

第3次草津市環境基本計画



草津市こども環境会議



新クリーンセンター

生物多様性アクション大賞受賞  
 （主催：国連生物多様性の10年委員会）  
 平成25年：エコアイデアキッズびわ湖 優秀賞  
 平成26年：渋川小学校 大賞  
 平成27年：湖南企業いきもの応援団 優秀賞

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）



草津市の主な出来事

県内・その他の主な出来事

7月1日を「びわ湖の日」  
 滋賀琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行  
 琵琶湖にて赤潮発生

琵琶湖がラムサール条約湿地に登録  
 京都議定書採択（COP3）  
 滋賀県立琵琶湖博物館オープン

滋賀県「マザーレイク21計画」策定

琵琶湖外来水生植物協議会設立  
 琵琶湖保全再生施策に関する計画策定  
 琵琶湖保全再生法施行  
 パリ協定採択（COP21）  
 SDGs採択  
 琵琶湖外来水生植物協議会設立



## 「環境文化」について

琵琶湖周辺で暮らす人々は、古くから生業や生活の中で琵琶湖の水や自然とかわる暮らしをしてきました。しかし、昭和30~40年代の高度成長期以降、大規模な工場の進出や市街地に住む人の増加により、暮らしを支える環境に変化を生じさせました。

また、経済活動が飛躍的に発展し、物質的な豊かさや便利さをもたらした一方で、心の豊かさを支える社会の在り方にひずみが見られ始めました。

さらに近年の環境問題は、地球温暖化問題など地球規模のものも数多く生じ、また、経済活動や社会のあり方とも絡み合う、複雑なものとなってきています。

こうした複雑な環境問題を解決していくためには、私たちが当たり前のように続けている生活や事業活動を見直して、環境への負荷が少ないものへと変えていくことが大切です。しかし、便利さに慣れ親しんだ生活を急に変えることは容易ではありません。また、一人ひとりの努力だけでは限界もあります。

ここで、1本の木を考えてみましょう。



木は小鳥や昆虫のすみかとなり、木陰をつくって夏の暑さを和らげ、根は地下水を蓄え、葉は空気の汚れや地球環境問題の原因となる二酸化炭素を吸収してくれます。また、新緑や紅葉は季節を伝え、その姿は街にうるおいを与えてくれます。

木の葉を一枚ちぎって、これを皿にしてごはんを盛ってみましょう。自然と季節の味わいを感じることができるでしょう。そしてその葉の皿は、土にかえすことにより、水を汚すこともなく、ごみにもならず、もう一度、次の世代の生命を育むことができるのです。

木を植え育てることはひとつの小さな行いですが、でもこれは大きな広がりを持ち多様な環境問題を解決する糸口になるのです。反対に、ひとつの行いが様々な環境問題を引き起こす原因になっていることも考えられます。環境を知り、環境に配慮して行動すれば、小さなことでも環境を良い方向へ変えていく力に成ることが分かります。

環境問題を解決していくのは、私たち一人ひとりの責任です。常に環境への興味・関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つことを「環境文化」と呼びたいと思います。この「環境文化」を草津市に根付かせ、世代を超えて手渡していくことを環境づくりの基本に置きます。



## 第3章 環境を取りまく現状及び国内外の取組

### 1. 草津市域の現状と課題

#### (1) 環境問題に対する市民の取組の活性化の必要性

平成 30 (2018) 年に環境啓発の拠点である「くさつエコスタイルプラザ」が新しいクリーンセンター内に開設され、ワークショップ等の回数も増加し、環境学習の機会は増加しているものの、令和元 (2019) 年の市民アンケートの結果では、「地球温暖化対策に取り組んでいる」と答える割合は、30%台であり、今後も環境問題における取組の活性化が課題となっています。



りょうぶの道探索

#### (2) 市民一人当たりの家庭系ごみ量の増加

草津市では、「まぜればごみ。分ければ資源」をモットーに、市民・地域・事業者が協働し、ごみの分別・資源化に努めた結果、平成 26 (2014) 年以降ごみ量は減少していましたが、平成 30 (2018) 年以降、クリーンセンターの開場日時を拡大し、搬入手数料を見直したことで、市民の利便性は向上したため、粗大ごみを中心にごみの量は増加傾向にあります。環境への負荷を抑えるため、今後ごみの減量に取り組む必要があります。

#### (3) 農地の減少と宅地化の進展

草津市全体に占める農地 (田畑) の面積は減少傾向にあります。平成 20 (2008) 年には、田畑の面積が住宅地の面積を上回っていましたが、平成 30 (2018) 年には住宅地の面積の方が多くなっています。

また、マンションなどの共同住宅が増加しており、都市化の傾向が見られます。農地の減少は進んでおりますが、残された自然 (鎮守の森等) を保全・活用し、自然とふれあう機会の創出が必要です。

#### (4) 産業構造の変化

草津市内の第 2 次産業の従業者数は減少傾向にあります。平成 3 (1991) 年に第 3 次産業の従業者数が第 2 次産業を上回り、現在は 7 割以上が第 3 次産業の従業者となっています。飲食店や小売店等、第 3 次産業が増えたことで、市民生活に密着した騒音や悪臭等の苦情が増加傾向にあります。

#### (5) 人口推計と高齢化の進展

全国的に人口減少が進む中、国勢調査に基づく人口推計によると草津市の人口は 2030 年まで、増加傾向にあります。しかし、地域区分ごとの人口密度には差があり、駅周辺の地域で特に高く、湖岸側と山手側では低くなっています。

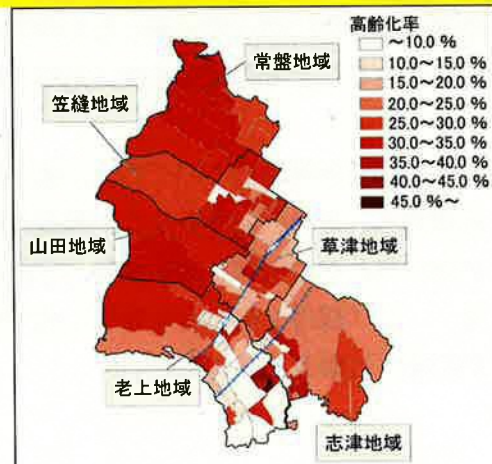


図 町丁字別高齢化率



高齢化率については、全国同様に増加傾向にあり、高齢者人口は平成2年と比較して約3.4倍まで増加しています。地域区分別にみると、特に湖岸側の地域を中心に高くなっています。年少人口や生産年齢人口の減少は農業や漁業の担い手不足を招き、農業・漁業活動によって支えられてきた豊かな生態系に影響を与えます。

## 2. 第2次草津市環境基本計画の成果と課題

第2次草津市環境基本計画は、平成23(2011)年から令和2(2020)年を計画期間として、「人とひと 人と自然が織りなす琵琶湖に開かれた環境文化都市 くさつ」を目指す環境像に据えて様々な取組が進められてきました。

基本方針別に、第2次計画で定めた達成目標を基にし、成果や課題を振り返ります。

### (1) 基本方針1 環境学習社会づくり

**達成目標1：市域において環境学習の機会が増える！**

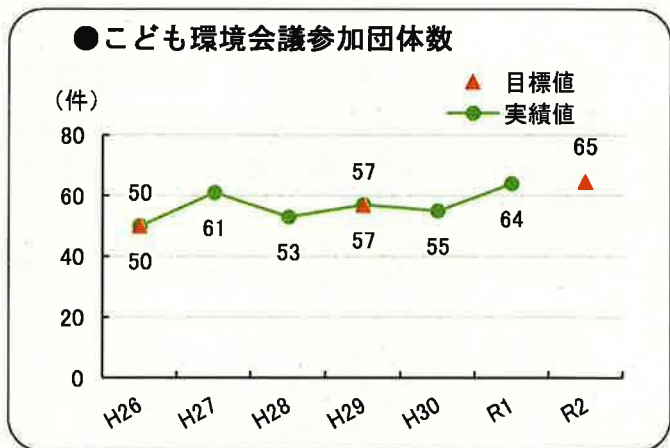
**達成目標2：環境学習に参画する市民が増える！**

#### 成果

- ・子ども環境会議等、地域、企業、学校等が連携・協働して環境学習を進められました。
- ・平成30年(2018)年に環境啓発拠点として「くさつエコスタイルプラザ」を開設し、ワークショップ等、環境学習の機会は増えてきています。

#### 課題

- ・環境学習への参加者が、環境に関心のある方が中心となっています。
- ・幅広い層が興味・関心を持って参加・参画できる仕掛けが必要です。



### (2) 本方針2 低炭素社会への転換

**達成目標1：地球温暖化対策に関する市民活動が活発である！**

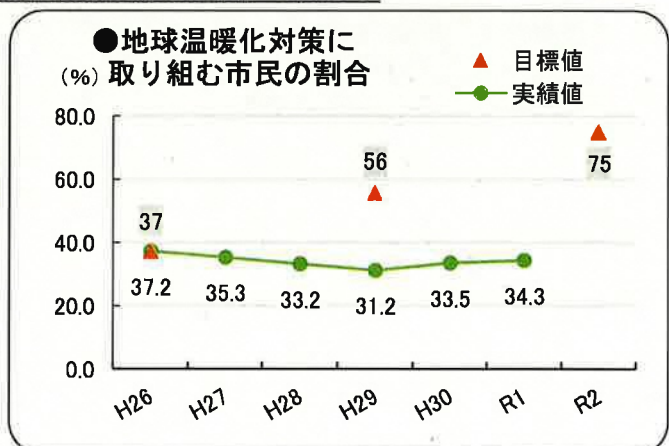
**達成目標2：地球温暖化対策に関する企業活動が活発である！**

#### 成果

- ・地球温暖化対策の推進のため、地球冷やしたい推進フェア等を継続して実施しました。
- ・新クリーンセンターの整備により、エネルギー回収量が増加しました。

#### 課題

- ・温暖化対策に取り組む市民の割合は横ばい状況にあります。
- ・市民・事業所が自ら取り組む動機づけと関わり方が今後の課題です。



### (3)基本方針3 資源循環型社会の構築

達成目標1：家庭からでるごみの量が減る！

達成目標2：事業所からでるごみの量が減る！

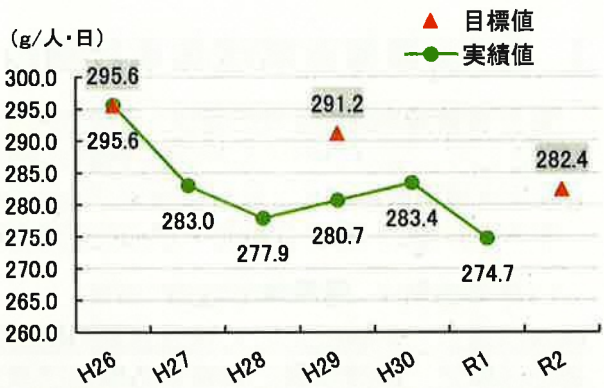
#### 成果

- ・事業所系ごみ量は、平成26年以降は減少傾向となり、令和元年度に目標を達成しています。
- ・事業所訪問などによる指導の成果が出ています。

#### 課題

- ・1人1日当たりの家庭系ごみ量は、平成30年以降は増加しています。
- ・リユースやリサイクルの一層の促進、食品ロスの取り組みなど、ごみ減量に向けた取組の推進が必要です。

●1人1日当たりの事業系ごみ量



### (4)基本方針4 自然とともに生活する環境づくり

達成目標1：多種多様な生物が生息する空間が増える！

達成目標2：市内農業・農業者と交流をもつ市民が増える！

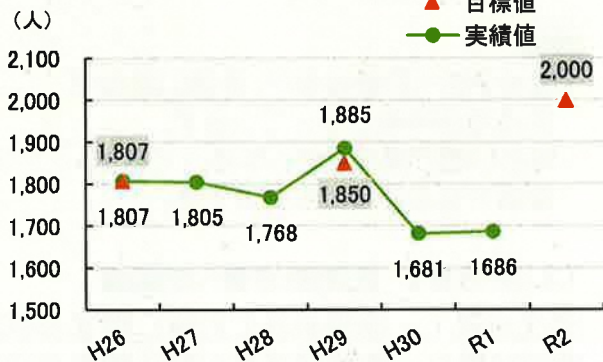
#### 成果

- ・多種多様な動物や植物が生息する、自然環境保全地区の指定が進みました。
- ・企業が行政等と連携して生きもの調査等を行う「湖南企業いきもの応援団」等の先進的な生物多様性を保全する取り組みが生まれました。

#### 課題

- ・自然環境保全地区等の管理や地域の協力体制等に課題が出てきています。
- ・農業体験や園芸など、多くの市民が楽しみながら参加できる仕組みづくりを行う必要があります。

●農業体験に参加した人の数





### (5) 基本方針5 環境汚染・公害への適切な対策

達成目標1：環境基準が常に達成されている！

達成目標2：市内の水洗化が向上する！

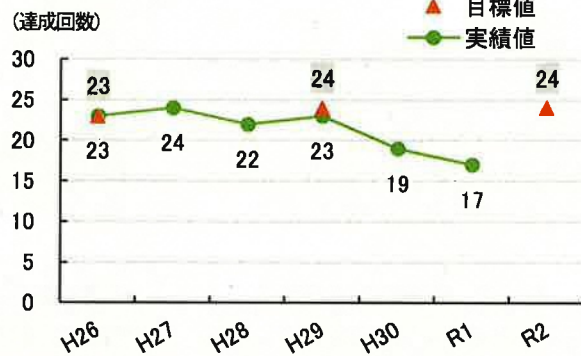
#### 成果

- 水洗化率は、宅地開発の増加や農業集落排水の公共下水道切換えにより、下水道接続人口の割合が増加し、目標値を達成しました。

#### 課題

- 河川の水質については、冬場に環境管理基準を超過している傾向があります。
- 今後、原因調査も含め、継続した河川の調査・監視が必要です。

#### ●河川の水質における環境管理基準（BOD）の達成状況



### (6) 基本方針6 うるおい豊かな環境づくり

達成目標1：市内で利用できる公園・緑地が増える！

達成目標2：誰もが快適で心地よいと感じる場所が増える！

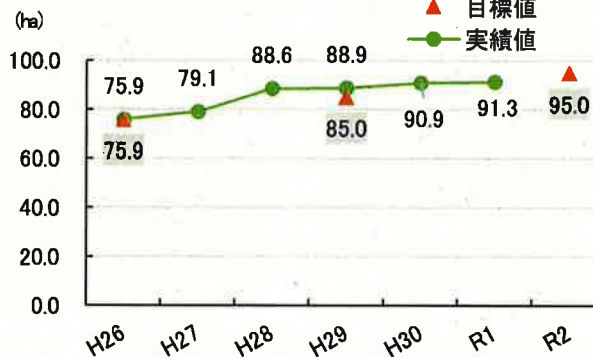
#### 成果

- 公園・緑地面積は増加し、ハード面の整備が進みました。
- 不法投棄が減少しました。

#### 課題

- 公園等のハード面の維持管理やさらなる利活用が必要です。
- 「市内および居住地周辺の景観に好感が持てる」と感じる市民の割合は増加傾向ですが、目標値には達していません。
- うるおいと広がりのある自然景観や、暮らしの中で育まれた歴史文化景観の保全と活用、賑わいと心地よさを感じる都市景観の創出を目指した取り組みを進める必要があります。

#### ●公園・緑地面積



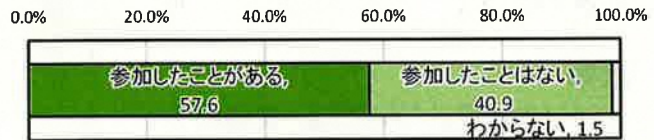
### 3. アンケート調査・ヒアリング調査結果

第3次草津市環境基本計画の策定に当たって、滋賀県や草津市で近年実施されたアンケート調査結果の収集と、市内の事業所を対象にしたヒアリング調査を実施しました。

#### (1) 基本方針1 環境学習社会づくり

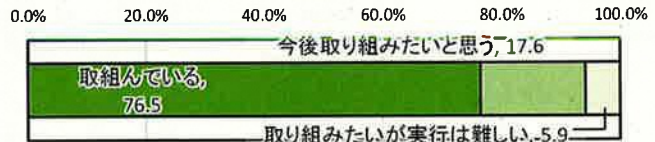
- ① 「びわ湖の日」の一斉清掃活動について、40.9%が活動について知っているが参加したことはないとしています。
  - ・学習が必ずしも行動につながっていない状況にあります。

●びわ湖の日を知っている人の一斉清掃活動の参加経験  
(出典：県政モニター「びわ湖の日」(R1))



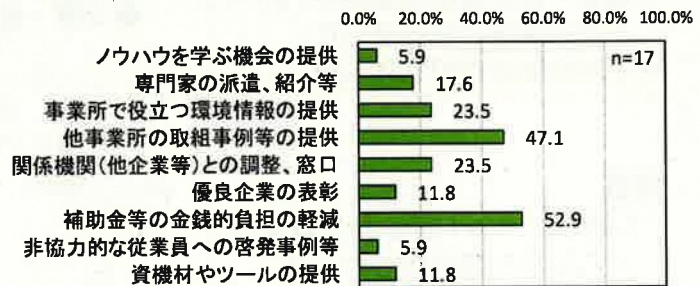
- ② 市民の環境学習への貢献について、ほとんどの事業所が前向きな意向を示しています。
  - ・そのうちの23.4%が実行には至っていません。
  - ・各主体による環境行動を支援する、または取組を実現している仕組みを整える必要があります。

●地域と連携した社会貢献活動への取組状況  
(出典：本計画事業所ヒアリング)



- ③ 事業所向けの環境関連の情報や、他事業所の取組事例など関連情報の提供が望まれています。
  - ・関係機関(NPO、他企業)との調整、窓口としての役割が、行政に望まれています。

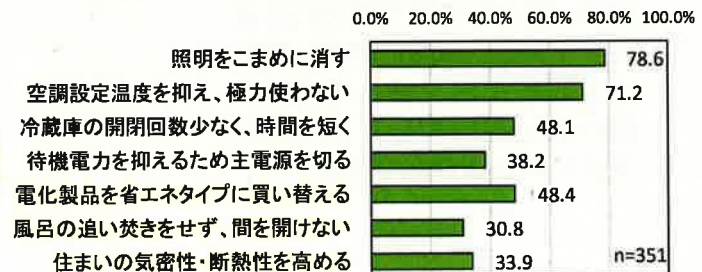
●行政に望む支援について  
(出典：本計画事業所ヒアリング)



#### (2) 基本方針2 低炭素社会への転換

- ① 省エネルギー・節電への心がけについて、容易にできる省エネ活動のうち、照明や空調については一定の取り組みがうかがえます。
  - ・右表のように、エネルギー消費の小さい活動についてさらに啓発していく必要があります。

●省エネルギー活動の取組状況  
(出典：県政モニター「エネルギー政策」(R1))



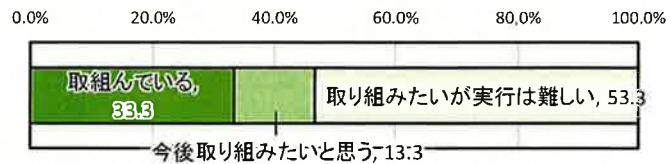


②・太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用について、殆どの事業所が取り組む意向を示しています。

・しかし、53.3%の事業所が再生可能エネルギー導入の費用面や、借地への導入が困難といった課題があり、実行は難しいとされています。

・各事業所が可能な範囲で取り組める省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を促進していく必要があります。

●再生可能エネルギーの利用状況  
(出典：本計画事業所ヒアリング)

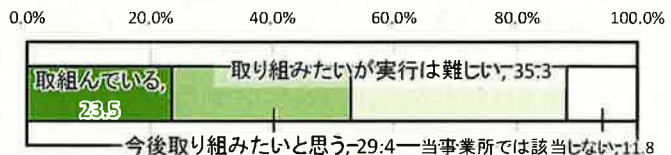


③・地球温暖化の影響を軽減・回避するための対策について、88.2%の事業所が取り組む意向を示しています。

・しかし、具体的に適応策として何に取り組めば良いかわからないといった意見があり、実際に取り組んでいる事業所は23.5%に留まっています。

・気候変動の影響による被害の回避、軽減対策（適応策）を普及させ、実施されるよう推進していく必要があります。

●適応策の取組状況  
(出典：本計画事業所ヒアリング)



### (3) 基本方針3 資源循環型社会の構築

①・3R(ごみの発生抑制、再使用、資源化)の実践について、未だ29.4%は実行が難しいとしています。

・ごみの発生抑制・資源化について、さらに推進を図る必要があります。

●3Rの実践状況 (出典：本計画事業所ヒアリング)



②・節水など適切な水利用について、62.5%の事業所が取り組んでいます。関心がない事業所もみられます。水の循環利用に関するさらなる啓発が必要です。

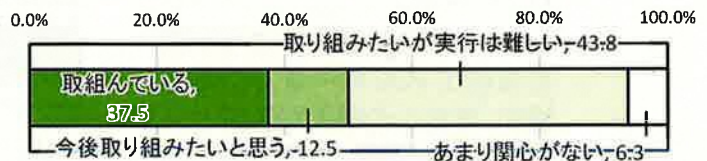
●適切な水利用の取組状況  
(出典：本計画事業所ヒアリング)



#### (4) 基本方針4 自然とともに生活する環境づくり

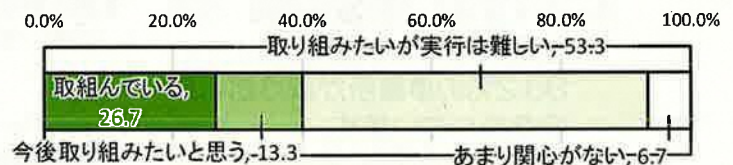
- ① 生物の保全活動について、56.3%の事業所が取り組む意向を示しています。
- 令和元（2019）年の県政モニターによると、生物多様性の保全のために、特に外来生物の影響や自然保護地域の拡大等について重要視されています。

●生物の保全活動への取組状況  
（出典：本計画事業所ヒアリング）



- ② 本計画事業所ヒアリングによると、植樹活動等のイベントへの参加について、53.3%の事業所が参加意欲を示しています。
- また、令和元（2019）年の県政モニターによると、県民や事業者が自然環境の保全活動を実施しやすい環境を作ることが求められています。

●植樹活動等のイベントへの参加状況  
（出典：本計画事業所ヒアリング）



#### (5) 基本方針5 健全な生活環境の保全

- ① 水質汚濁や大気汚染等の公害対策について、該当する事業所のほとんどが取り組んでおられます。
- しかし、未だ取り組めていない事業所もあるのが現状です。
- 環境汚染等の未然防止に継続して取り組む必要があります。

●水質汚濁や大気汚染等の公害対策状況  
（出典：本計画事業所ヒアリング）



- ② 騒音・振動等の近隣への配慮について、64.7%の事業所が取り組んでいますが、取り組みができていない事業所もみられます。
- 市民の身近な生活環境を保全するため、市民・事業者が自ら行う環境負荷低減の取り組みを支援する必要があります。

●騒音・振動等の近隣への配慮  
（出典：本計画事業所ヒアリング）

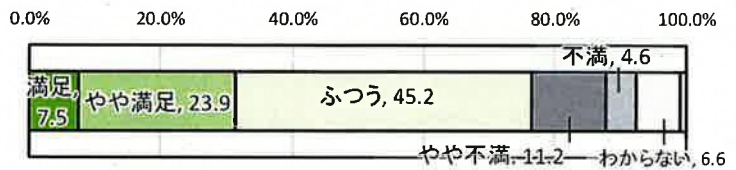




## (6) 基本方針6 うるおい豊かな環境づくり

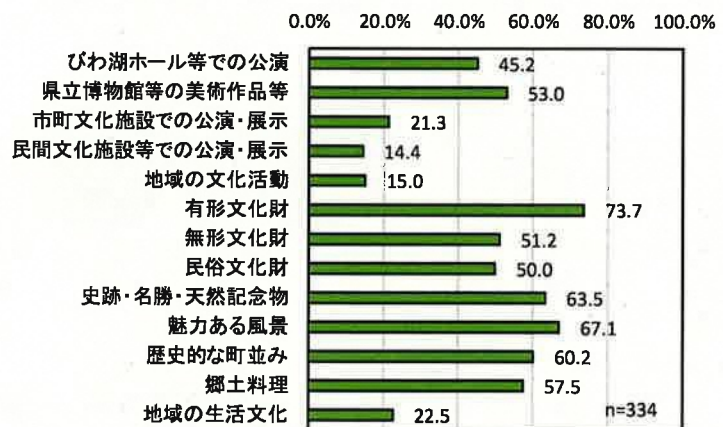
- ① 水辺や緑地などの環境保全に向けた取組の満足度について、普通という回答が45.2%で最も多く、満足しているのは31.4%となっています。
- 公園・緑地の整備と景観形成について、今まで以上に積極的に取り組んでいく必要があります。

●水辺や緑地などの環境保全に向けた取組の満足度  
(出典：第3回草津市都市計画マスタープランアンケート)



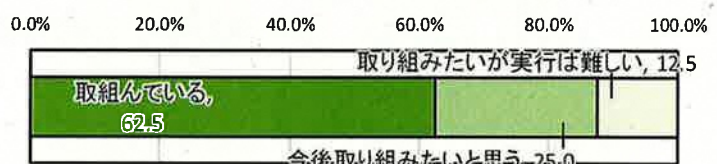
- ② 滋賀県の文化の中で誇りに思っていることとして、特に歴史や風景についての回答が多くなっています。
- 歴史文化資源を適切に保全しながら、その価値や魅力を活用していく必要があります。

●滋賀県の文化で誇ることができ、発信していくべきもの  
(出典：県政モニター (R1))



- ③ 事業所周辺の定期的な環境美化活動にすでに取り組んでいる事業所は62.5%で、取り組み意向のある事業所は37.5%となっています。
- 市民や地域等との協働のもとで、身近な自然やまちの美化に積極的に取り組んでいく必要があります。

●事業所周辺の定期的な環境美化活動の取組状況  
(出典：本計画事業所ヒアリング)





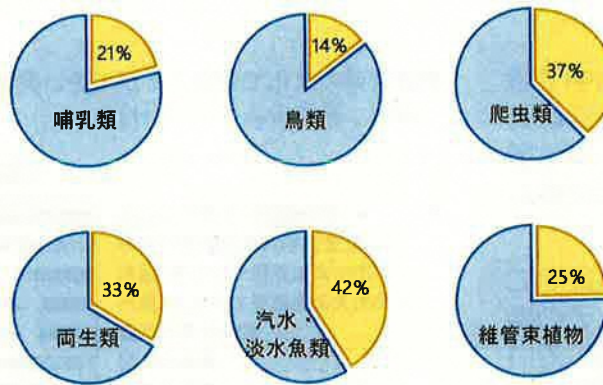
## 4. 環境の現状及び社会情勢

### (1) 国内の環境の現状

#### ア. 生物多様性の危機

生物多様性は、森林の伐採や河川の改修等の人間活動によるもの、里山等の自然の手入れ不足による生態系への影響、外来種の日本への持ち込みによる生態系のかく乱、地球環境の変化等、様々な要因により危機に瀕しております。

これらの危機に対し、国や世界規模で様々な対策が講じられていますが、生物種の絶滅や生息・生育地域の縮小をはじめとして、生物多様性の危機は依然として進行しており、対策が求められています。



(出典：環境省HP)

■：絶滅の恐れのある野生生物

図 絶滅の恐れのある日本の野生生物

#### イ. 資源循環

国内では、平成 12 (2000) 年の循環型社会形成推進基本法制定に伴い、資源循環型社会の形成が進みました。

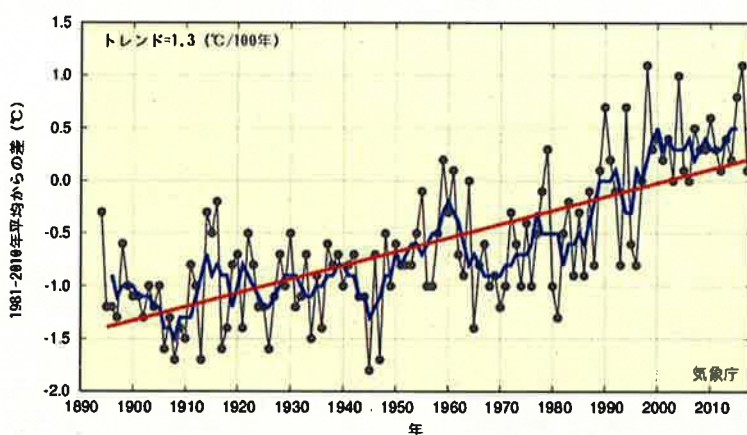
しかし、近年では、ライフサイクル全体での徹底的な「資源循環」を目指すため、分別リサイクルの継続と 2R (発生抑制・再使用) を意識した取り組みや、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭系食品ロスの削減目標を『2030 年までに半減 (2000 年比)』することが明記される等、新しい課題や取り組みも見られるようになっていきます。

## (2)地球規模でみた環境の現状

### ア. 気温の上昇

滋賀県内において、さまざまな要因により気温の上昇が見られます。彦根地方気象台の観測によると、1894年以降、100年あたり約1.3℃のペースで平均気温が上昇しています。

平成25(2013)年に公表された国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次報告書には、1880年から2012年までの世界平均地上気温は0.85℃上昇しており、地球温暖化は「疑う余地がない」ということが示されています。



(出典：気象庁HP)

図 年平均気温の変化 (彦根地方気象台の観測結果に基づく)

### イ. プラスチックごみ等による海洋汚染

不法投棄等のマナー違反により、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質による地球規模の汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

※プラスチックごみによる汚染は琵琶湖でも同様で、令和元年に実施された湖底ごみの調査では、プラスチックごみの割合は体積比で74.5%となっており、湖底ごみにプラスチックごみが多いことが明らかになっています。



琵琶湖のプラスチックごみ実態把握調査の様子 (出典：滋賀県提供)



### (3)これからより深刻化すると予測される課題

#### ア. 市域における高齢化の進展と人口減少による環境への影響

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、草津市においては、総人口は、令和 17 (2035) 年ごろまでは微増するものの令和 22 (2040) 年ごろに減少局面に入ると予測されています。年齢構成では、今後、高齢化率が上昇し、令和 32 (2050) 年には 30%に達すると予測されています。

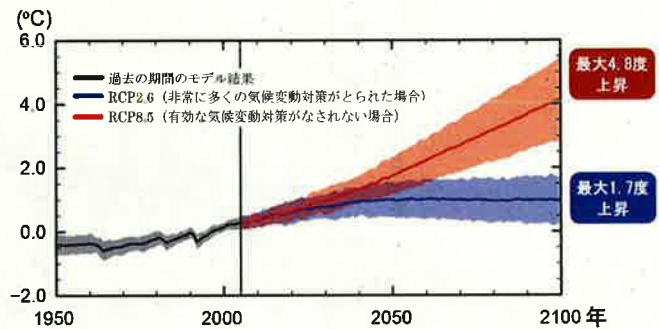
人口減少は、環境面にも影響を与えるおそれがあります。例えば、年少人口や生産年齢人口の減少は農業や漁業の担い手不足を招き、それに伴い農地や漁場の適切な管理が困難となり、農業・漁業活動によって支えられてきた豊かな生態系に影響を与えます。

社会面では、空き家や空き店舗が増加し、それに伴って処理責任が不明確な廃棄物が発生することなどが懸念されます。

#### イ. 地球規模でより深刻となる気温上昇

地球温暖化への有効な対策がなされず二酸化炭素の排出が続けば、今世紀末までに気温が最大約 4.8 度上昇すると予測されています。

特に北半球の極地など、地域によっては 10 度を超える上昇が起こる可能性があります。



(出典：IPCC 第 5 次評価報告書)

地球温暖化は、気象災害の発生、健康への影響、生態系や食料等への影響など様々な分野で影響をもたらします。また、気温や降水量が変わることで、感染症を媒介する動物が増えたり、分布が広がったりする可能性もあります。



サンゴが白化するなど生態系にも深刻な影響がでます。  
写真提供(財)海中公園センター



ブナ林や亜高山帯、亜寒帯の針葉樹林の分布適地が減少する。



2100年までに地球の平均気温が 3~4℃上昇する場合、日本では気候帯が4~5km/年のスピードで北上するという報告があります。



温暖化により、強い熱帯低気圧は今後も増加することが予測されており、その結果、激しい風雨により沿岸域での被害が増加する可能性があります。



猛暑日や熱帯夜が大幅に増える。熱波により、熱中症患者が増加し、デング熱や日本脳炎が発生する可能性が高まる。



沿岸域では海面上昇に高潮が重なることによる被害拡大、海面上昇による海岸浸食や砂浜の消失等が予想される。

(出典：環境省)

#### (4)生活様式の変化

令和2(2020)年、新型コロナウイルス感染症の日本での拡大を受けて、政府では、感染拡大防止のために、「新しい生活様式」が推奨されるようになり、テレワークや時差出勤の推奨による働き方の変化、通信販売による購買や1人または少人数での買い物行動の推奨による日常生活の変化、対人距離をとることの推奨による余暇時間の変化など、市民の生活様式に大きな変化が生じることが予測されます。

感染症対策として物理的距離を保ちながら、環境活動を含めた新しい形でのコミュニティ活動の重要性が高まると考えられるとともに、新しい在り方を模索する必要があります。

#### コラム 地球の限界 (プラネタリー・バウンダリー)

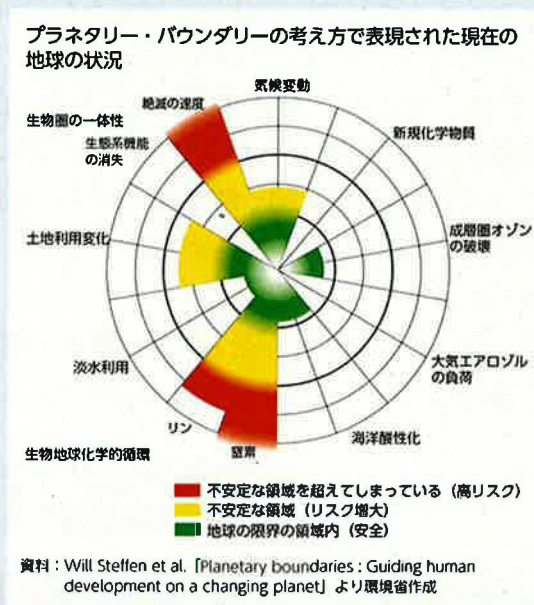
人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する方法の一つに、地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)という考え方があります。

地球の限界は、人間が地球システムの機能に9種類の変化を引き起こしているという考えに基づいています。(右図)

この9種類の変化が、人間が安全に活動できる範囲にとどまれば、人間社会は発展しますが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化を引き起こされます。

生物地球化学的循環、生物圏の一体性、土地利用変化、気候変動については、人間が地球に与えている影響とそれに伴うリスクが既に顕在化しており、人間が安全に活動できる範囲を越えるレベルに達していると分析されています。

(出典：環境省 平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書)





## 5. 国際的な動き

### (1) パリ協定

温室効果ガスの累積排出量が気候変動の原因となること、また、気候変動による深刻な被害（自然災害等）が発生することを回避するため、今世紀中の脱炭素化が必要であるとされ、平成27（2015）年12月にパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減のための国際的な枠組を定めたパリ協定が採択され、平成28（2016）年11月4日に発効しました。

パリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを目的としており、温室効果ガスの削減と、適応能力の拡充を目標としています。

### (2) SDGs (Sustainable Development Goals)

平成27（2015）年9月に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

これは、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標として、17の目標とそれに付随する169のターゲットから構成されており、「環境・経済・社会」の3つの側面を統合的に解決する考え方を謳っており、先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたり持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組むことが必要であるとされています。

SDGsでは気候変動をはじめ、環境に関する項目が多く含まれており、本計画の施策を推進していくことでSDGsの理念に沿った取組となるものです。



## 6. 国の環境政策

### (1) 第五次環境基本計画

平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活用しながら、環境の課題、経済の課題、社会の課題を「同時解決」して将来にわたって質の高い生活をもたらすことを目指しています。

また、公害を克服した歴史や優れた環境技術、「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統を踏まえ、目指すべき社会の姿として、地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、「世界の範となる日本」の確立や、地域の特性に応じて資源を補完して支え合う持続可能な循環共生型の社会（「地域循環共生圏」）を提唱しています。

※環境、経済、社会の課題として、それぞれ以下のような課題を例示しています。

【環境の課題】 温室効果ガスの大幅排出削減、資源の有効活用、  
森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害など

【経済の課題】 地域経済の疲弊、新興国との国際競争、技術革新への対応など

【社会の課題】 少子高齢化・人口減少、働き方改革、大規模災害への備えなど

## 7. 県の環境政策

県では、目標を令和 12（2030）年とする長期ビジョンとして、県が持続可能に発展するための道筋や施策等を示す「持続可能な滋賀社会ビジョン」を平成 20（2008）年 3 月に策定していることに加え、「第五次滋賀県環境総合計画」を平成 31（2019）年 3 月に策定しています。

「第五次滋賀県環境総合計画」では、計画の目標を「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」として定めて、分野をまたいだより一層の連携によって、施策・取組の相乗効果を高めて課題の同時解決につなげることを目指しています。





## 第4章 めざす環境像と基本方針

### 1. めざす環境像

本市では、草津市環境基本条例の定める基本理念を踏まえて、草津市が目指す環境像を次の通り掲げ、環境分野の取組の側面から経済・社会の課題についても取り組み、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進めていきます。

めざす  
環境像

人とひと 人と自然が織りなす  
琵琶湖に開かれた環境文化都市 くさつ

#### くさつ環境文化

第1次と第2次の計画期間を通じて紡がれた多様な環境文化の糸が、協働を基軸としたまちづくりが進む中で縦横に編み織られて彩りを成し、“くさつ環境文化”としての輝きを見せています。“くさつ環境文化”は、琵琶湖に見守られたこの地でこそ生まれる固有の光彩・優れた価値です。

#### 草津市環境基本条例第3条基本理念

第3条 健全で快適な環境の確保は、何よりも優先して、次の基本理念により推進するものとする。

- (1) 自然の摂理の下に自然と人間との健全な調和、共生を図るために、自然環境を保全し、創造を図りつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる地域環境文化を育て、環境保全型社会の実現を目指すこと。
- (2) 環境を構成する大地、大気、水その他のものの資源としての重要性と有限性を認識し、現在の市民から将来の市民へ継承されるよう、社会経済活動を通じて、省資源、省エネルギーの徹底、リサイクルの促進、効率化を図ることにより、循環型社会を構築すること。
- (3) すべての市民が健全で、快適な環境を享受することができるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を自覚し、自らの行動や事業活動を環境面から見直し、環境保全にかかわる活動に参加し、ともにその実現を図ること。
- (4) 心の豊かさを高める市民文化を創造し、および発展させるために、市、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、歴史的環境、文化的遺産等の保全を図ること。
- (5) 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で、極めて重要であることから、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ、地球環境の保全に貢献すること。

## (2) 私たちが第3次草津市環境基本計画を進めていくための基本的な考え方

私たちは、直面する環境課題と、これからより深刻化すると予測される環境課題に対して、第2次草津市環境基本計画からの施策を継続して取り組むとともに、環境に経済・社会とのつながりの観点を加え、(1)環境・経済・社会の統合的な向上、(2)持続可能な地域資源の活用、(3)多様な主体との協働の3点を柱として取り組んでいきます。

### < 計画策定のポイント >

#### (1) 環境・経済・社会の統合的な向上

- 環境施策の多面的な広がりや繋がりを推進することで、環境・経済・社会課題を同時解決させ、統合的な向上を目指していきます。

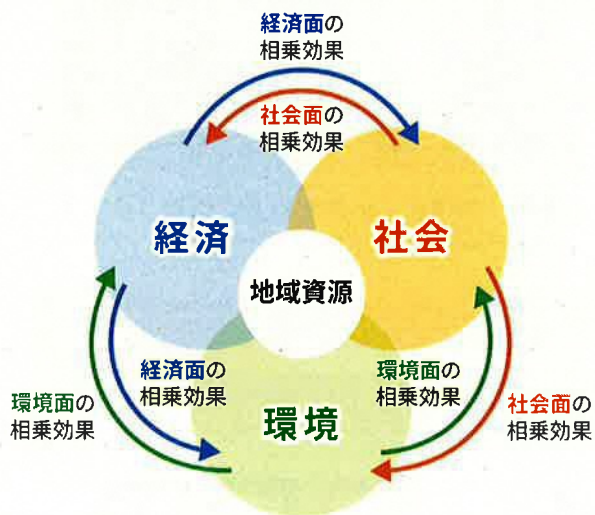
#### (2) 持続可能な地域資源の活用

- 今ある自然、産業、歴史、文化、食、エネルギーなどの地域資源を活用、保全し、未来へ引き継ぎます。

#### (3) 多様な主体との協働

- 市民・事業者・行政など、すべての行動主体の行いが交わる中で「環境文化」を紡ぎ出し、醸成していきます。

持続可能な社会の実現 = 環境文化の醸成



市民、事業者、行政が  
協働で取り組みます



## 2. 基本方針

草津市では、「めざす環境像」の実現を以下6つの基本方針のもとで図っていきます。  
基本方針は、市域の現状や2次計画の課題等を踏まえ、設定しております。



### 1 環境について学び行動できる 地域社会づくり

生涯を通じて誰もが環境について豊かに学び行動できる地域社会づくりを進めて、未来に“くさつ環境文化”を伝えていきます。



ヨシ狩り



### 2 気候変動への対策(緩和と適応)

地球温暖化対策についての市民の理解の促進、まちや暮らしにおける環境配慮、省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの利用を図りながら、脱炭素社会への転換を進めていくとともに、気候変動の影響に備える適応策を推進します。



(出典：環境省 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト)



### 3 資源循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理に努めて、資源循環型社会の構築を図っていきます。







## 4 自然とともに生活する環境づくり

市民が自然とふれあうための活動を推進し、自然とともに生活する環境をつくっていきます。



春の自然体験



## 5 健全な生活環境の保全

事業所等への適切な指導や啓発を通じて、環境汚染等の未然防止に努めます。また、市民からの生活環境に関する相談を通し、市民・事業所等が環境負荷の低減を図られるよう推進します。



狼川の様子



## 6 うるおい豊かな快適環境づくり

公園・緑地の整備や歴史・文化資源の保全と活用および良好な景観の創出を目指し、市民・事業者と協働でまちに“うるおい”をつくっていきます。



ガーデニングの様子



### 3. 環境づくり行動の原則「協働」

環境づくり行動は、これまでと同様に草津市の地域特性を生かしつつ、市民・地域、事業者、行政がそれぞれに担う役割を果たし、互いに連携・協力・交流する「協働」を原則とします。

それぞれの主体は、現在目の前にある環境問題に取り組んでいくとともに、将来予測される課題にも目を向け、次の世代により良い環境を引き継ぐための取組を心がけていきます。

また、本計画で取り組んでいく、環境、経済、社会の統合的な向上のためには、これまで以上に様々な場面での協働を進めていくことが大切です。



ビオトープでの生き物探しの様子



葉山川学習の活動の様子



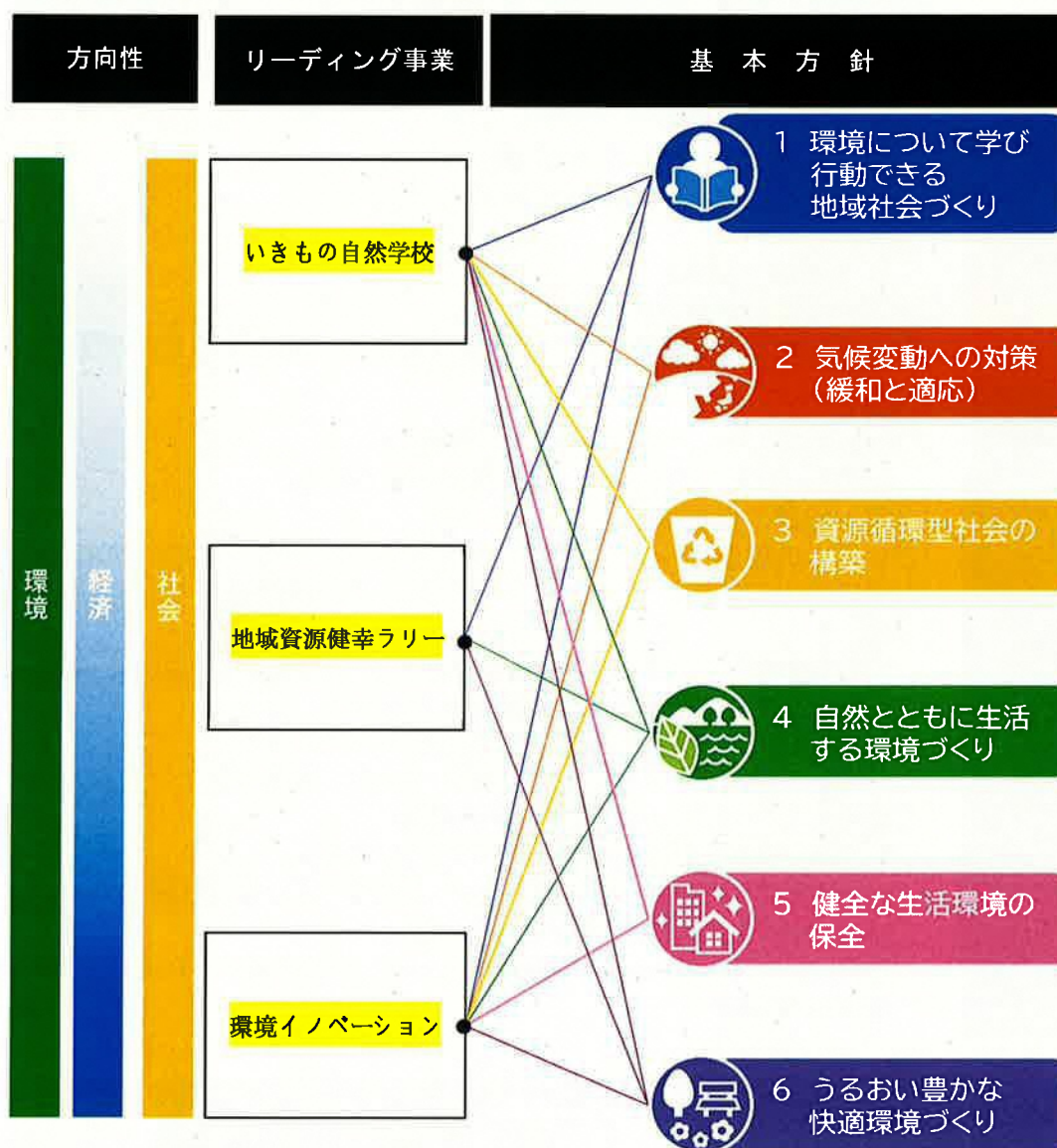
地域の協力者や有識者を交えた会議の様子

## 第5章 環境文化を高める取組

### 1. リーディング事業

リーディング事業とは、くさつ環境文化をより根付かせるための取組として、草津市環境基本計画の各基本方針をけん引し、かつ、横断的に進めていくものです。

第2次草津市環境基本計画では、市域全体をエコミュージアムの地域として位置付け、「エコミュージアムの展開」を進めてきました。第3次計画では、第2次計画の内容を踏まえ、さらに環境・経済・社会とのつながりの観点を加え、環境に関心のある一部の方が関わる取組みだけではなく、誰もが楽しく、また関心のもてるものとし、以下の3つのリーディング事業を設定しました。





リーディング事業1

いきもの自然学校

<p>施策概要</p>	<p>「いきもの自然学校」とは、自然と人のふれあいや自然観察等、世代や立場を問わない環境学習の場やメニューの提供等、既存の施設や仕組みを使いながら、総合的な環境が学べる研究・教育を推進するモデル地域を設定するものです。</p> <p>「いきもの自然学校」において、環境の保護や保全について、市民一人ひとりが率先した行動を推進するため、学校・事業者・団体内で推進に関わる人材の育成を図ります。</p> <p>また、バイオリージョン（生命地域主義）*の場として、身近な自然に触れることで、その自然の恵みを楽しみ、市民の心と体の健康を育むとともに、人生100年時代を見据え、あらゆる世代の方々が講師としての参画や農業体験等を通じて、生きがいを感じられる取組を推進します。</p> <p><small>※気候・風土・生態系が一体化している地域を生活圏とし、その土地に愛着をもつ人びとによって、自然環境の保全、地域の歴史・伝統の知恵を維持・発展させ、生活文化を創造していく社会をつくらうとする考え方</small></p>
<p>内容</p>	<p>【各主体の役割】</p>
<p>&lt;準備&gt;</p>	<p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○モデル地域の構想             <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地域内の活用施設や場所の整理</li> <li>・モデル地域内での環境学習メニューの開発</li> </ul> </li> </ul> <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○モデル地域の選定</li> </ul> <p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○モデル地域内の関係・協力者との環境学習を実施する上での調整</li> </ul>
<p>&lt;展開&gt;</p>	<p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いきもの自然コーディネーター*の育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・地域、事業者向けのセミナー等の実施</li> </ul> </li> </ul> <p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いきもの自然コーディネーターになるため、セミナー等の参加</li> <li>○いきもの自然コーディネーターがモデル地域内で環境学習の実施例)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会（いきもの分布図の作成、草津の自然のふれあい体験）</li> <li>・農業体験や琵琶湖等での体験型イベント</li> <li>・農業体験で収穫した野菜を利用したエコクッキング</li> <li>・子育て支援（五感を使った野遊び（自然・景色・文化・食））</li> </ul> </li> <li>○あらゆる世代の方々の生きがいの創出             <ul style="list-style-type: none"> <li>・“農”や“園芸”を通じた交流と仲間づくり</li> <li>・環境学習への参加から環境行動への参画（環境保全活動の実施）</li> <li>・高齢者や生産者等の経験や知識の活用</li> </ul> </li> </ul> <p><small>※自然と人との「仲介」となって自然解説するとともに、物事が円滑に行われるように全体の調整や進行を担当する者</small></p>
<p>スケジュール</p>	<p>R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14</p> <p>準備 → 展開 → モデル地域 A</p> <p>準備 → 展開 → モデル地域 B</p>

リーディング事業2

地域資源健幸ラリー

<p>施策概要</p>	<p>「地域資源健幸ラリー」とは、市内に点在する地域資源（自然、歴史文化、食、産業等）につながりを持たせ、巡り歩きながら、自然と人との関わりについて学び体感し、環境保全の意識の向上および地域資源の維持管理や継承の行動につなげるとともに、誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせる「健幸都市くさつ」を推進するものです。</p>
<p>内容</p>	<p><b>【各主体の役割】</b></p>
<p>&lt;準備&gt;</p>	<p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域の地域資源の情報収集             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地確認</li> <li>・地域資源のヒアリング調査（地域資源を活用した行事や風習）</li> </ul> </li> <li>○モデルコースの企画立案             <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデルコースの構想</li> </ul> </li> <li>○事業の関係者との調整             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツアーやワークショップ等事業の立案</li> </ul> </li> </ul>
<p>&lt;展開&gt;</p>	<p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然健幸ウォーキング・サイクリングツアーの実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地区や歴史・文化、草津川跡地、河川、琵琶湖湖岸等をめぐるツアーの実施</li> </ul> </li> <li>例) ツアーの内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・四季折々の自然の様子や生きものを観察</li> <li>・マルシェ等での草津産野菜の販売・購入</li> <li>・地域資源の発見フォトコンテストの参加</li> </ul> </li> <li>○沿線の美化・緑化活動（沿線のクリーン作戦・ガーデニング等）</li> <li>○ツアー情報の発信</li> </ul> <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源フォトコンテストの実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の変遷の把握</li> <li>・データ情報を地域の方へ提供</li> </ul> </li> </ul> <p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源の維持管理と継承</li> </ul>
<p>スケジュール</p>	<p>R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14</p> <p>準備 展開 準備 展開 準備 展開 準備 展開 準備 展開 準備 展開</p> <p>※2年毎におおよそ2箇所、計14箇所の「地域資源健幸ラリー」のモデルコースを設定・展開を行う</p>



リーディング事業3

環境イノベーション

<p>施策概要</p>	<p>「環境イノベーション」とは、市内の中小事業者等が他者との連携と協力の下で、業務・家庭、その他領域における環境配慮型*製品やサービス等の開発・確立を目指し、事業関係者の環境意識の向上および地域の環境課題の解決を図る事業です。</p> <p>環境配慮型製品やサービス等を開発しようとする中小事業者等が、その研究や開発に当たって不足する知恵・技術の習得や、実証実験場所を確保するため、それらを有する事業者等を募集し、連携・協力をを行いながら、環境イノベーションの創造を図ります。</p> <p>また、確立した環境配慮型製品やサービス等が、認知され活用されるよう広報活動を行います。</p> <p>※環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品やサービス</p>
<p>内容</p>	<p>【各主体の役割】</p>
<p>&lt;準備&gt;</p>	<p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者等のマッチング（引き合せ）制度の設計</li> <li>○技術開発に関連するセミナーおよび事業所等の見学会の実施</li> </ul> <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○技術開発に関連するセミナーおよび事業所等の見学会の参加</li> <li>○市内の他事業者等へ支援・協力を求める市内事業者等の募集</li> <li>○事業所等マッチング制度の応募</li> </ul> <p>(市民・地域・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○技術や実証実験場所の提供</li> </ul>
<p>&lt;展開&gt;</p>	<p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応募された事業所等が所望する技術や、実証実験場所を有する個人や事業所等をマッチング</li> </ul> <p>(事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境配慮型製品やサービス等の開発</li> <li>○創造した環境技術等をエコプロダクツ展（国内最大の展示会）等へ出展</li> </ul> <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○創造された環境技術等の出展支援</li> </ul> <p>(市民・地域・事業者・行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○創造した環境技術等の利用</li> <li>○創造した環境技術等の環境技術の情報発信             <ul style="list-style-type: none"> <li>・HP や広報での周知</li> <li>・特定工場に対する周知</li> <li>・情報誌の発行</li> <li>・各イベント等での周知</li> </ul> </li> </ul>
<p>スケジュール</p>	<p>R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14</p> <p>準備 → 展開</p>

## 2. 施策の体系

6つの基本方針に基づき、以下の取り組みの展開を図っていきます。





### 3. 基本方針ごとの施策



#### 1 環境について学び行動できる地域社会づくり

**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS**



草津市では、持続可能な地域社会の実現に向けた環境学習の展開を総合的に進めています。

環境学習の目的や意義について市民共通の認識をつくりながら、家庭・学校・職場など様々な場面で、生涯を通じて誰もが環境について学び行動できる地域社会づくりを進めて、未来に“くさつ環境文化”を伝えていきます。

#### 達成目標

##### 達成目標

	R2	R8	R14
環境学習および活動の企画・実施サポート件数（件）	〇〇件（実績）	240件	300件

##### 達成目標

	R2	R8	R14
こども環境会議参加団体数	〇〇団体（実績）	78団体	90団体

## 施 策

### ① 環境学習・環境意識が深まる情報の提供

- 市民一人ひとりが環境について「自分ごと」として捉えられるよう、環境に関する情報発信を行います。

〈取組事例〉

- 環境学習に関する情報、環境に係る市民生活や行動に関する情報の発信
  - 市内の環境学習に関する情報発信
  - 国内外の情報など、環境保全活動等の参考となるような環境情報の提供
  - ホームページやSNSを通じた、環境保全活動に関する事例の紹介
  - 環境活動に取り組む団体等の情報提供
  - 環境白書「くさつの環境」の充実と活用
  - 環境に係る基礎情報の継続的な調査と把握 等
- 環境への意識を高める場や機会の提供
  - 環境イベント、フォーラム、展示会等の開催
  - パンフレットやハンドブック等の作成と配布による環境意識の醸成 等



## ② 学びを行動につなげる環境学習の推進

- 市域の地域資源を生かした取組を展開し、子どもから大人まであらゆる世代が互いに学びあい行動の輪を拓げていけるよう、環境学習の充実を行います。
- 草津市の環境に係る調査研究を環境学習において活用するとともに、学びが行動に結びつくよう取組を進めます。

〈取組事例〉

### ○ 環境学習機会の提供

- ・ 里山、湖岸、自然公園などの環境学習の場としての活用
- ・ 市民、事業者等連携した環境学習の充実 等

### ○ 学びを行動につなげる環境教育・学習の内容の充実

- ・ 幼児期からの環境教育の充実
- ・ 学校教育における環境教育の充実
- ・ 地域資源を生かした環境学習の充実
- ・ 社会教育における環境学習・教育の推進
- ・ 環境学習等の貸出教材の充実 等

## ③ 環境活動の支援・人づくり

- 環境のために行動する人づくりを進め、多様な主体による環境行動活動を支援するとともに、各主体が「交流」「連携」「協力」し、相乗効果をもたらすよう取組を進めます。

〈取組事例〉

### ○ 多様な主体の環境活動の支援の充実

- ・ 多様な主体のネットワークづくり 等

### ○ リーダー、コーディネーターの支援や市民、団体、事業者への協力、支援

- ・ 環境学習を推進するリーダーおよびコーディネーター等の支援
- ・ 環境学習を行う団体および環境活動団体等への協力、支援
- ・ 事業所等における環境学習の協力、支援 等

## 各主体の役割

### 市民・地域

- 日頃から環境に興味、関心を持つことを心がけます。特に大人は子どもの手本となるように率先して行動します。
- 様々な環境学習、啓発イベント等に主体的に参加し、学んだことを日々の生活に生かしていきます。
- 地域資源を生かした多様な環境学習活動を進めます。

### 事業者

- 事業所内において、環境づくりについての啓発を進め、従業員の家庭においても率先して取り組みます。
- 地域の環境を大切にするため地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。
- 行政が取り組む環境学習に、積極的に協力します。

### 行政

- 市民、事業者、団体等との連携を加速させ、環境学習の充実を図ります。
- 市民、事業者、団体等の交流の機会を提供します。





## 2 気候変動への対策(緩和と適応)

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



「愛する地球のために約束する草津市条例（地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための条例）」のもと、各種施策を実施しています。

地球温暖化対策についての市民の理解の促進、まちや暮らしにおける環境配慮、省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの利用を図りながら、脱炭素社会への転換を進めていくとともに、気候変動影響に備える適応策を推進します。

関連計画：草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、草津市地域公共交通網形成計画

### 達成目標

#### 達成目標

愛する地球のために約束する協定者数(者)	R2	R8	R14
	〇〇者(実績)	80者	110者

#### 達成目標

「脱炭素社会への転換」についての市民満足度(%)	R2	R8	R14
	第6次草津市総合計画との整合を図る		

## 施 策

### ① 低炭素型生活様式の推進

- 市民、事業者、団体等それぞれにおいて、省エネ製品の購入や節電など、省エネ行動の実践や、再生可能エネルギーの有効利用などを推進します。
- 脱炭素社会への転換に向けた低炭素型まちづくりを進めます。

〈取組事例〉

- 省エネルギー対策および再生可能エネルギー利用の推進
  - ・ 気候変動（地球温暖化）に関する意識啓発
  - ・ 市民生活や事業活動における 省エネルギー対策に繋がる行動の推進
  - ・ 太陽光発電など再生可能エネルギー利用の推進
  - ・ 地場産品や旬の食材等の消費など輸送による温室効果ガスの排出の少ない消費の推進
  - ・ モビリティ・マネジメント（※）の推進
  - ・ 電気自動車等の環境に配慮した自動車利用の促進 等
- 脱炭素社会への転換に向けた低炭素型まちづくりの推進
  - ・ 緑化の推進
  - ・ ごみ焼却時の効率的なエネルギー回収の維持
  - ・ 鉄道駅周辺等での自転車利用環境の整備
  - ・ 多様な交通手段が連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成 等

※モビリティ・マネジメントとは

自家用車の過度な利用の抑制や公共交通の利用促進を行うために、公共交通の利用が環境や健康などに好影響をもたらすことや、公共交通の便利な利用方法などを効果的に情報提供することにより、一人ひとりの交通行動を自家用車から公共交通利用へ自発的に変化させることを促すコミュニケーションを中心とした交通施策。



## ② 気候変動の影響への適応の推進

- 気候変動の影響に備える適応策を推進するとともに、適応策の認知度向上を図ります。

〈取組事例〉

- 気候変動の影響に備える適応策の取組
  - ・ 適応策の認知度向上を図る普及啓発
  - ・ ハザードマップや避難経路、避難場所の確認など災害に関する対策
  - ・ 河川や農業用水路の整備
  - ・ 熱中症や感染症など健康に関する対策
  - ・ 自然環境に関する対策 等

## 各主体の役割

市民・  
地域

- 省エネルギー対策を実践し、再生可能エネルギーを利用します。
- 自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- 地場産の農産物や水産物等を購入します。
- 気候変動の影響に備えるための情報を収集します。

事業者

- 「愛する地球のために約束する協定」を締結します。
- 省エネルギー対策、再生可能エネルギー利用、緑化推進を行います。
- 環境配慮型の商品、製品、サービスの導入を進めます。
- 通勤時の自家用車利用を減らします。
- 気候変動の影響に備えるための情報を収集するとともに対策を実施します。

行政

- 「愛する地球のために約束する協定」の普及を進め、協定締結者を増やします。
- 様々な主体が自主的に取り組むための制度、仕組みづくりをはじめ情報提供を行うとともに、自主的な取組を促すネットワークの拡充を図ります。
- 公共交通機関の利便性向上に努めます。
- 地産地消の仕組みを構築します。
- 公共施設等における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用等を推進します。
- 気候変動の影響に備えるための情報を収集し、提供するとともに対策を実施します。



### 3 資源循環型社会の構築



廃棄物問題が都市の重要な課題となるなか、市民、地域、事業者によるリサイクルの促進などごみ減量・資源化を図るとともに、廃棄物の適正処理を行っています。

プラスチック等の廃棄物の発生抑制、バイオマス等の未利用資源の利活用について、重点的に啓発・指導等を行い、資源循環型社会の構築を図っていきます。

また、資源化できないものは可能な限りエネルギー回収し、安全で効率的なごみ処理を行います。

関連計画：草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

### 達成目標

#### 達成目標

1人1日当たりの家庭系ごみ量（g）	R2	R8	R14
	草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合を図る		

#### 達成目標

1人1日当たりに換算した事業系ごみ量（g）	R2	R8	R14
	草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合を図る		



① ごみの発生抑制・資源化等の推進

- ごみの減量 (Reduce)・資源の再利用 (Reuse)・資源化 (Recycle) の 3R 活動により、ごみの発生抑制と資源化の推進を図ります。
- 未利用資源の利活用について推進します。

〈取組事例〉

- ごみの発生抑制と再利用の推進
  - ・ 家庭や事業所から発生する食品ロスの削減
  - ・ 事業所の流過程から発生するプラスチック等の廃棄物の発生抑制の推進
  - ・ フリーマーケットなどリユースの取り組みの促進 等
- ごみの分別と資源化の徹底
  - ・ 資源ごみの分別徹底
  - ・ 事業者、学校、家庭、地域がともに取り組むリサイクル運動の推進（資源回収等） 等
- 処理施設の安全で効率的な運営
  - ・ 法より厳格な自主基準値によるクリーンセンターの安心安全な運営
- 省資源化の推進
  - ・ グリーン購入など環境に配慮した物品購入の促進
  - ・ 廃棄までのことを考えて購入する消費者の育成 等
- 未利用資源の利活用の推進
  - ・ 水草の堆肥や木材チップ等の利用
  - ・ 生ごみ等のコンポスト化の推進と堆肥の活用
  - ・ 未利用資源の活用方法の検討 等

## ② 水の循環利用の推進

- 水を大切にしている生活スタイルを普及させるとともに、雨水の地下浸透機能・水貯留機能の維持・回復を図り適正な水循環の確保および治水に努めます。
- 雨水の有効活用など、未利用水の利用を推進し、水循環社会の構築に寄与します。

### 〈取組事例〉

#### ○ 節水の推進

- ・ 水を大切にしている家庭生活の啓発
- ・ 事業活動における適切な水利用の啓発 等

#### ○ 未利用水の利用促進

- ・ 雨水タンクの設置など、雨水の有効活用を含めた水循環の構築
- ・ 雨水浸透ます、透水性舗装などの雨水浸透設備の整備 等

## 各主体の役割

### 市民・地域

- ごみの減量・リサイクルに取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。
- ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。
- 節水に配慮した生活に努め、庭の水まきや洗車などには雨水を積極的に利用します。

### 事業者

- ごみ減量化等の取組や地域の活動に積極的に協力します。
- 資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化、再生資源の活用等を実践します。
- 廃棄後の処理やリサイクルを考慮した製品の製造に努めます。

### 行政

- 焼却施設や収集体制の計画的な整備を行い、廃棄物の適正処理体制を安定的に確保していきます。
- 市民がごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組めるよう啓発活動や各種事業の充実を図ります。
- 市民が水を大切にしている生活スタイルを実践できるよう支援します。





## 4 自然とともに生活する環境づくり

**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS**



自然は人とまちにうるおいと豊かさをもたらすとともに、人も自然の一部であることを認識し、人が生きるうえで重要である生物多様性に配慮したまちづくりを進めることが求められています。

丘陵地から琵琶湖までいくつもの河川が関わり、変化に富んだ自然に配慮し、環境の保全と復元に努めるとともに、市民が自然環境とふれあうための活動の推進を図り、自然とともに生活する環境をつくっていきます。

関連計画：草津市の自然と人との共生をすすめる計画

### 達成目標

#### 達成目標

生物多様性保全対策での外来種の捕獲数 (対象：アライグマ、ヌートリア、ハクビシン) (頭)	R2	R8	R14
〇〇頭 (実績)	110頭	140頭	

#### 達成目標

生物多様性保全の学習会への参加者数 (者)	R2	R8	R14
〇〇者 (実績)	5者	10者	

## 施 策

### ① 生物多様性の保全と活用

- 自然環境や農地等の保全と復元に努め、豊かな生態系や生物多様性を将来にわたって守ります。また、自然環境や農地等の活動を通じて地域コミュニティの醸成や健康増進につなげるなど、持続可能な形で活用します。

〈取組事例〉

- 市民・地域・事業者ぐるみによる自然環境の保全
  - 琵琶湖・河川等の水質保全と樹林地やヨシ群落・湿地の保全と活用
  - 里山・ため池の維持管理・機能回復と利用の促進
  - 河川を軸とした水と緑のネットワークの形成
  - 自然環境保全地区や保護樹木の指定による保全と活用
  - 身近な生き物・植生等の調査による状況把握と整理・活用
  - 在来種の保護と外来生物対策の強化
  - 河川等流域保全活動への支援
  - 土地利用における自然環境の保全への配慮
  - 市民・地域・事業者と連携した身近な環境保全の推進
  - ILEC（公益財団法人 国際湖沼環境委員会）などの国際機関との連携 等
- 農地等における在来生態系の保全
  - 援農体制づくりなどによる農地の保全
  - 用排水路やあぜ道の多自然型整備の推進 等

#### コラム 生物多様性の活用 ～生態系サービス～

私たちの暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系が作り出す大気中の酸素、土壌、食料、木材や、地域独自の文化の多様性などによって支えられています。こうした働きを「生態系サービス」と呼んでいます。生態系サービスは以下の4つのサービスに分類されます。

生態系サービス	働き
基盤サービス	植物の光合成による酸素の供給や、昆虫や微生物などがつくる土壌の形成など、生物の生存を支える環境をつくる働き。
供給サービス	私たちの暮らしに必要な食料や水、木材、繊維、医薬品など、日常生活に必要な資源を提供する働き。
文化的サービス	自然景観などの美的な楽しみや、レクリエーションの場など地域性のある文化を支える働き。
調整サービス	水質浄化や気候の緩和、健全な森林の存在による自然災害の防止や被害の軽減など、暮らしの安全をもたらす働き。



## ② 自然とふれあうための活動の推進

- 鎮守の森や市民農園などの自然環境に親しむ場や機会の充実を図り、自然とふれあう活動について推進します。

### 〈取組事例〉

- 自然環境等に親しむ場と機会の充実
  - 市民農園、体験農園など市民が“農”や“園芸”に親しむ機会の拡充
  - 自然観察会や自然レクリエーションなどの機会の拡充
  - 里山保全や河川愛護などの環境を守る実践活動の促進
  - 自然に親しむマナー・ルールの啓発
  - 「草津市の自然」を活用したいきもの調査の実施 等
- ビオトープの形成
  - 学校などの公共公益的施設、事業所等におけるビオトープづくり 等

## 各主体の役割

### 市民・地域

- 市民農園等を活用して、積極的に“農”や“園芸”に親しみます。
- 自然を守り育てる環境保全活動に参加します。
- 外来生物に対する知識を深め、オオバナミズキンバイ等の特定外来生物の駆除を行います。
- 在来生物をはじめとした生態系を大切にします。

### 事業者

- 生き物の生育環境等に配慮した敷地内環境や地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。

### 行政

- 市内の自然環境の状況を把握し、自然環境を保全するための取組を進めていきます。
- 自然環境を守る活動に関係する市民、事業者、団体等の交流の機会をつくっていきます。
- 生物多様性保全に関する担い手の育成支援を行います。
- 外来生物の駆除・対策を実施するとともに、情報提供および啓発を行います。



## 5 健全な生活環境の保全

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



環境法令の規制基準の遵守状況の確認を行い、事業所等への適切な指導や啓発を通じ、環境汚染等の未然防止に努めます。

環境法令等の遵守のみならず、市民からの生活環境に関する相談を通じ、市民・事業所等が環境負荷の低減を図られるよう推進します。

### 達成目標

#### 達成目標

	R2	R8	R14
河川の水質における環境管理基準(BOD)の達成状況(達成回数/調査回数)	00/00 (実績)	24/24	24/24

※調査回数(24回) = 調査河川(2河川) × 毎月(12回)

#### 達成目標

	R2	R8	R14
法令に基づいた指導件数(件)	00件(実績)	26件	20件



## 施 策

### ① 環境汚染等の未然防止

- 環境法令に基づく適切な規制・指導を行う等、発生抑制を図るとともに、速やかな対策を行い、環境の保全に努めます。

〈取組事例〉

- 事業所等による環境汚染の未然防止
  - ・ 環境法令に基づく工場、事業場等への規制・指導
  - ・ 事業所パトロールなどによる監視体制の強化 等
- その他の対策
  - ・ 土壌・地下水の観測体制の充実
  - ・ 広域での監視体制の充実
  - ・ 有害化学物質の適正管理・処理の推進 等

### ② 身近な生活環境の保全

- 市民のより良好な生活環境を保全するため、市民および事業者の自主的な環境負荷低減等の取組を支援します。

〈取組事例〉

- 市民生活に伴う環境保全と環境負荷の低減
  - ・ 公共下水道への未接続の早期解消
  - ・ 近隣への騒音に配慮した生活マナーの啓発
  - ・ 深夜営業店舗、飲食店への騒音防止の啓発
  - ・ 中高層建築物の日照や電波障害の未然の防止
  - ・ 空き地の適正管理に関する指導
  - ・ 空き家等の発生の抑制や適切な管理、利活用の促進 等

- 事業活動に伴う環境保全と環境負荷の低減
  - ・ 規制対象外の小規模施設の現状把握と環境負荷低減に向けた対応
  - ・ 事業者の自主的な環境負荷低減の取組への支援
  - ・ 環境マネジメントシステムの普及促進
  - ・ 宅地開発や建築時の土地利用・建物配置などの指導
  - ・ 工場、事業場等との環境協定の締結 等
  
- 自動車利用による環境負荷の低減
  - ・ 電気自動車等の環境に配慮した自動車利用の促進
  - ・ 低騒音型舗装導入などの騒音防止のための環境の整備
  - ・ 交差点改良など円滑な交通環境の整備 等
  - ・
  
- 環境情報の共有と発信
  - ・ 市民、事業者からの苦情、対策等相談窓口の整備
  - ・ 環境調査に関する情報の発信 等

## 各主体の役割

### 市民・地域

- 生活環境の保全に自ら取り組みます。

### 事業者

- 自ら率先して環境汚染の未然防止に取り組みます。
- 環境マネジメントシステムの取得に努めます。
- 地域に配慮した事業活動を心がけましょう。

### 行政

- 環境リスク対策についての情報提供や事業所の指導を強化します。
- 市内の環境について定期的な調査を継続して実施します。
- 事業所等での環境マネジメントシステムの普及に努めます。





## 6 うるおい豊かな快適環境づくり

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



公園・緑地の整備や歴史文化の保全と活用および良好な景観の創出を目指し、市民・事業者と協働でまちに“うるおい”をつくっていきます。

関連計画：草津市都市計画マスタープラン、草津市みどりの基本計画、草津市景観計画、草津市歴史文化基本構想、草津川跡地利用基本計画 等

### 達成目標

#### 達成目標

	R2	R8	R14
公園・緑地面積 (ha)	草津市みどりの基本計画との整合を図る		

#### 達成目標

	R2	R8	R14
「良好な景観の保全と創出」の市民の満足度 (%)	第6次草津市総合計画との整合を図る		

## 施 策

### ① 公園・緑地の整備と景観形成の推進

- 都市公園、都市緑地の整備を進めるとともに、草津川跡地を「みどり軸」として整備することで、うるおいと憩いの場をつくっていきます。
- 市民との協働のもとで景観の保全に努め、良好な都市景観の形成を図っていきます。

〈取組事例〉

#### ○ 公園・緑地の整備と推進

- ・ 総合公園から街区公園まで、利用目的に応じた公園の整備
- ・ まちなかのみどりの拠点とした草津川跡地公園の維持と活用 等
- ・ 市民参加による公園づくり、みどりづくりの推進
- ・ 公共施設での緑化、事業所や住宅の緑化推奨などによる市街地の緑化推進
- ・ 町内会、市民団体、学校等を通じたみどりのまちづくりへの参加促進
- ・ 緑化推進市民運動の展開
- ・ ガーデンシティくさつの推進 等

#### ○ 自然景観の保全

- ・ 琵琶湖岸の風景の保全
- ・ 広い農地と鎮守の森、集落からなる田園風景の保全 等

#### ○ 歴史景観の継承

- ・ 草津宿の歴史文化を継承し、魅力ある歴史的町並み景観として保全・再生の推進
- ・ 人々が暮らしの中で伝統を受け継ぐ、歴史街道景観の保全・活用の推進
- ・ 電柱の地中化の推進 等

#### ○ 都市景観の形成

- ・ 駅周辺に快適で質の高い美しい都市景観の創出
- ・ 地域の特性を生かした良好な住宅地景観の形成 等



## ② 歴史文化の保全と活用

- 市域に所在する歴史文化を適切に保全しながら、その価値や魅力を活用します。

〈取組事例〉

### ○ 歴史文化の保全と活用

- 「くさつ歴史発見地図」や各地域の記憶絵等を活用した歴史的・文化的資源の情報発信
- 歴史文化情報の受発信と市民交流・地域学習の推進
- 文化財についての調査研究と保存・継承
- 地域の人々との交流と、歴史を学び、知ることによる地域への愛着の醸成
- 遺跡や文化財の見学会など、歴史に触れ、体験する機会の提供 等

## ③ 身近な自然やまちの美化の推進

- 市民・地域等との協働のもとで、不法投棄と散在性ごみの防止と対策を進め、身近な自然やまちの美化を図っていきます。

〈取組事例〉

### ○ 不法投棄と散在性ごみの防止と対策

- ボランティア清掃の実施および支援
- “みち” サポーターや河川愛護団体の活動支援
- 観光地を中心としたごみ持ち帰り運動の展開と清掃活動の実施
- ごみ不法投棄の監視体制の充実
- 河川愛護意識の向上と市民参加による水辺空間づくり 等

## 各主体の役割

### 市民・地域

- 利用者の立場で公園整備に参加し、公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。
- 生活者の立場から、緑化など快適で心地よい地域の空間づくりに努めます。
- 散在性ごみの発生防止の活動など地域の環境美化に取り組みます。

### 事業者

- 地域の環境・景観等に配慮した維持管理に取り組みます。
- 建築等の意匠やガーデニングなど、快適で心地よいと感じる景観・空間づくりに取り組みます。

### 行政

- 市民ニーズに応える公園・緑地の整備を推進します。
- 統一感とゆとりある都市景観づくりに努めます。
- 市民との協働により、公園・緑地を計画的に整備します。
- 良好な景観の創出の具体的取組につながる地区計画等の制度の活用を促進します。
- 散在性ごみ等への対策のため定期的なパトロールを行い、発生防止対策や回収活動を市民・地域とともに進めます。



## (参考資料)

---

1.	<b>草津市の環境をとりまく現状</b> .....	54
①	概況 .....	54
②	社会的状況 .....	55
③	自然的状況 .....	58
④	再生エネルギーの導入状況 .....	62
2.	<b>コラム</b> .....	63
3.	<b>用語解説</b> .....	67
4.	<b>策定の経緯</b> .....	71
①	草津市環境審議会 開催経過 .....	71
②	パブリック・コメントの募集 .....	71
5.	<b>審議会委員名簿</b> .....	72
6.	<b>諮問・答申</b> .....	73
7.	<b>条例</b> .....	73

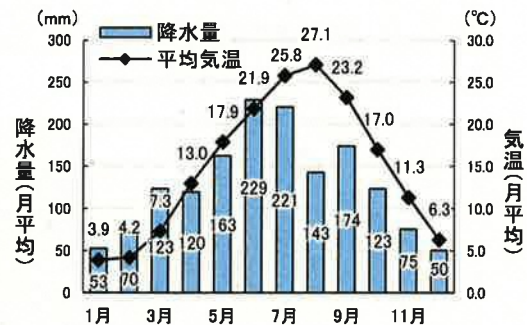
# 1. 草津市の環境をとりまく現状

## ① 概況

### (1) 気候

草津市は、比較的温暖で盛夏時の降雨が少ない瀬戸内海式気候に属しています。また、琵琶湖の気温緩和作用の影響によって気温の上昇や下降が抑制されています。

アメダス大津では、年平均気温は約 15℃、年間降水量は 1,500 mm程度となっています。全国平均と比較すると、気温は約 1℃高く、降水量は約 200 mm少なくなっています。



(出典：気象庁)

図 月ごとの平均気温・降水量 (アメダス大津)

### (2) 地勢

草津市は、琵琶湖の南湖東岸に面して位置し、東西約 10.9 km、南北約 13.2 km、市域面積は 67.82 km<sup>2</sup> (うち琵琶湖面積 19.17 km<sup>2</sup>) です。

地形は山地、丘陵地、段丘、沖積低地からなり、南東部では標高 221.3mの牟礼山等の低山地と、それにつらなる丘陵地が広がっています。

陸域面積の4分の3は沖積低地で、河川のうち狼川などのように山地や丘陵地に源を発する河川は天井川を形成しています。

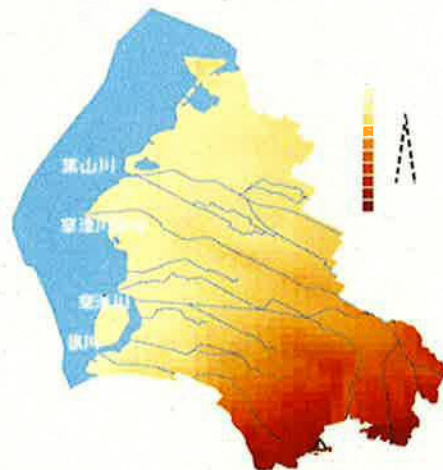
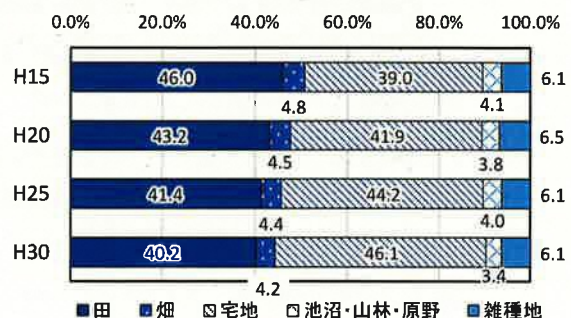


図 草津市の標高図

### (3) 土地利用の状況

#### ア. 地目別面積

土地利用状況をみると、田畑の割合は減少傾向に、住宅地の割合は増加傾向にあります。平成 30 (2018) 年現在は住宅地の割合が田畑の割合を上回っており、44.4%が田畑、46.1%が宅地として利用されています。



(出典：H30 草津市統計書)

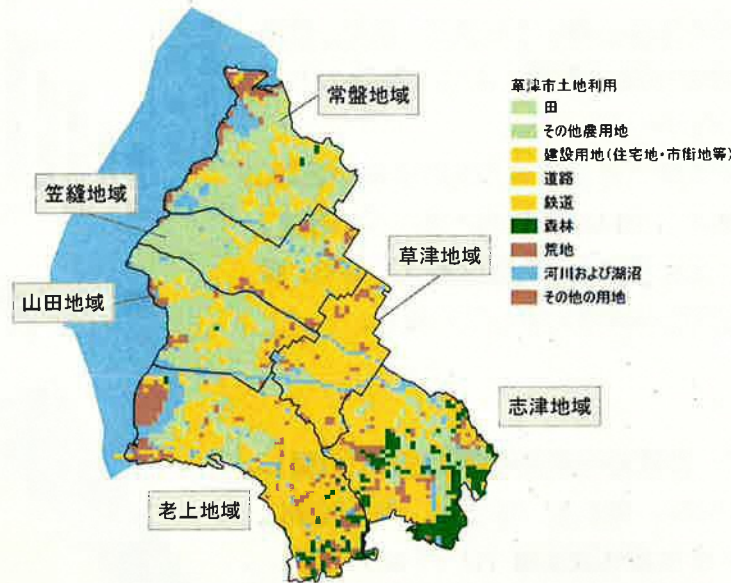
図 草津市の地目別面積の推移



## イ. 地域区別の土地利用

草津市では、主に北部、東部は農用地として、中心部、南部は市街地として利用されており、南部の一部に森林がみられます。

草津市都市計画マスタープランに基づく地域区別にみると、山田地域や常盤地域では農用地としての利用が多く、草津地域や老上地域では建設用地（住宅地・市街地等）が広く見られます。



(出典：H28 国土数値情報)

図 地域別の土地利用

## ② 社会的状況

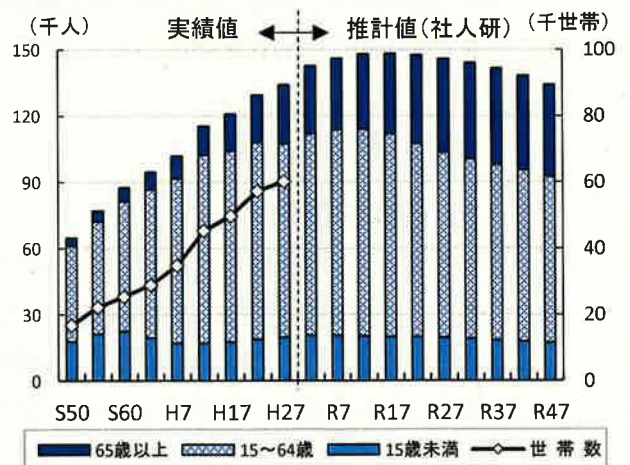
### (1)人口の状況

#### ア. 人口・世帯数の推移

人口と世帯数はどちらも増加傾向にあり、令和2(2020)年4月の住民基本台帳登録人口は135,664人、世帯数は60,121世帯となっています。

15歳未満の年少人口は、昭和60(1985)年をピークに平成12(2000)年にかけて減少していましたが、平成27(2015)年までの間は増加傾向を示しています。

15～64歳の生産年齢人口は、昭和50(1975)年から平成22(2010)年にかけて増加していましたが、平成27(2015)年に減少しています。



(出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計)

図 年齢3区別の人口と世帯数の推移

65 歳以上の高齢者人口は増加を続けています。国勢調査結果によると平成 27 (2015) 年の高齢者人口は平成 2 (1990) 年と比較して約 3.4 倍まで増加しており、高齢化率は 20.0%となっています。

今後の人口動向について、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によると、草津市の人口は令和 17(2035)年をピークに減少し、高齢化率は増加していきます。

### イ. 地域区別の人口密度と高齢化率

地域区分ごとの人口密度については、駅周辺の地域で特に高くなっており、常盤地域や山田地域などの湖岸側と、志津地域などの山手側で低くなっています。

高齢化率については、特に湖岸側の地域を中心に高くなっており、中心部や志津地域、老上地域の南部では比較的低くなっています。

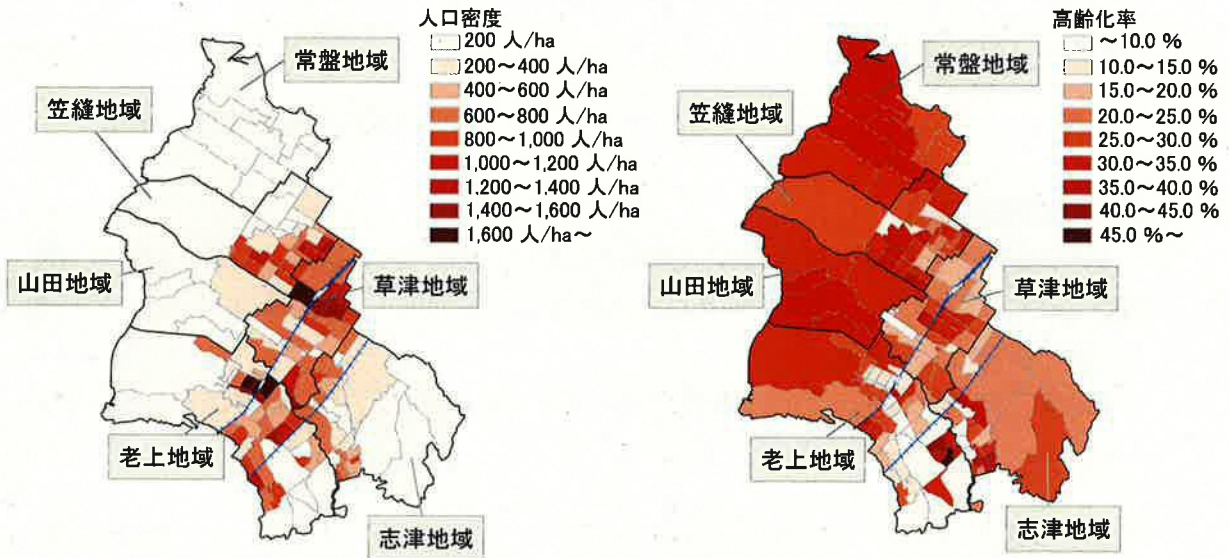
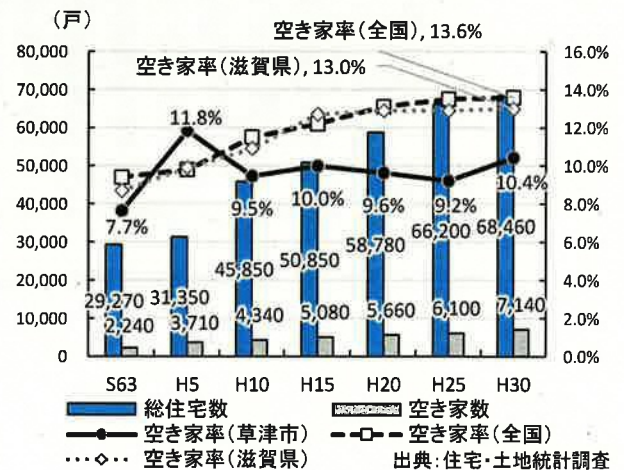


図 町丁字別人口密度と高齢化率 (出典：H27 国勢調査)

### (2) 空き家の状況

草津市では、総住宅数が増加している一方で、空き家の戸数も増加しています。空き家率をみると全国や滋賀県と比較して低くなっていますが、平成 10 年以降は毎年 9~10%の空き家率で推移しています。



(出典：住宅・土地統計資料【総務省】)

図 住宅数・空き家の推移と空き家率家率の比較



### (3) 産業の状況

#### ア. 産業別の就業者数

産業別の就業者人口をみると、製造業が約 1 万 6 千人で最も多くなっており、次いで卸売業、小売業が約 9 千人、医療、福祉が約 7 千人となっています。

また、草津市内には立命館大学びわこくさつキャンパスが立地しており、教育・学習支援業は約 3 千 6 百人と比較的多くなっています。

第 1 次産業の就業者は他の産業と比較して少なく、1 千人を下回っています。1 次産業のうち約 97% は農業となっており、林業や漁業は非常に少なくなっています。

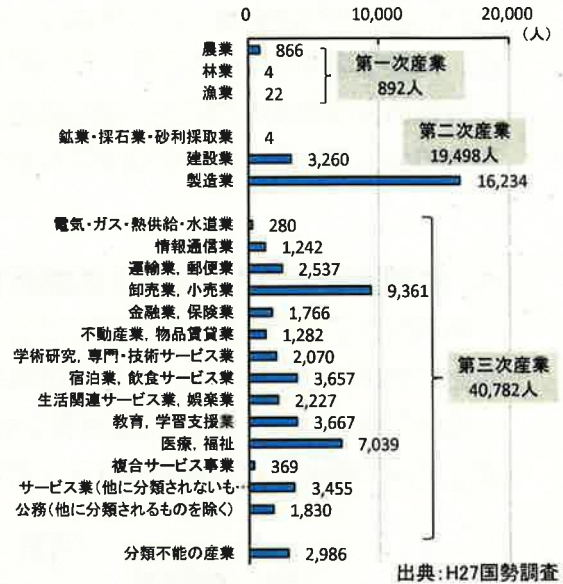


図 草津市の産業別就業者数

#### イ. 製造業の動向

市内の製造品出荷額は平成 16 (2004) 年から平成 20 (2008) 年にかけて増加傾向にあり、平成 21 (2009) 年に一度減少したものの、以降はおよそ 6,000 千億円前後で推移しています。

製造業で従業員 4 名以上の事業所数は、平成 14 (2002) 年以降大きな増減は見られません。



図 草津市の製造品出荷額と事業所数の推移

## ウ. 第一次産業就業者の推移

第一次産業の就業者人口について、農業、漁業ともに平成 17（2005）年に一度増加したものの、以降は減少傾向にあります。

## エ. 農産物収穫量

草津市では、水稻を中心としながら、小麦や大豆のほか、ほうれんそう等の軟弱野菜を扱うハウス栽培が盛んに行われています。

小麦、大豆、ほうれんそうの収穫量はほぼ横ばいの状態で推移していますが、田面積の減少とともに水稻の収穫量は減少傾向にあります。

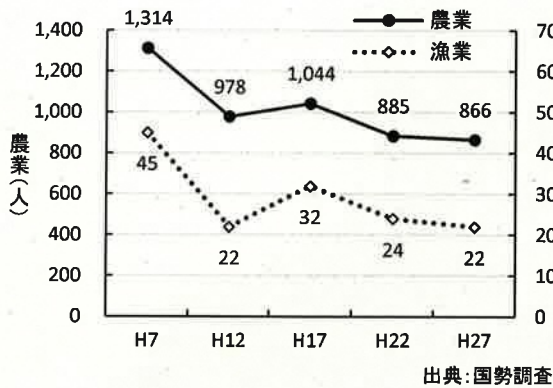


図 草津市の農業・漁業就業者数の推移

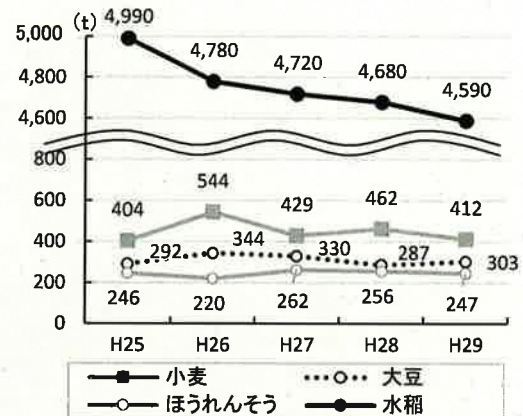


図 草津市の各農産物の収穫量

## ③ 自然的状況

### (1) 動植物

草津市の植生は、湖岸側では、耕作地が広く見られ、河川や琵琶湖などの水辺を中心にツルヨシ群集やヤナギ高木群落などが分布しています。また南部の丘陵地では、アベマキ-コナラ群集やモチツツジ-アカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林などがみられます。

平成 24（2012）年から平成 25（2013）年にかけて行われた自然環境調査では、植物 1,287 種、昆虫類 1,368 種、魚類 34 種、鳥類 113 種、哺乳類 11 種、両生類 11 種、爬虫類 13 種が確認されています。



琵琶湖

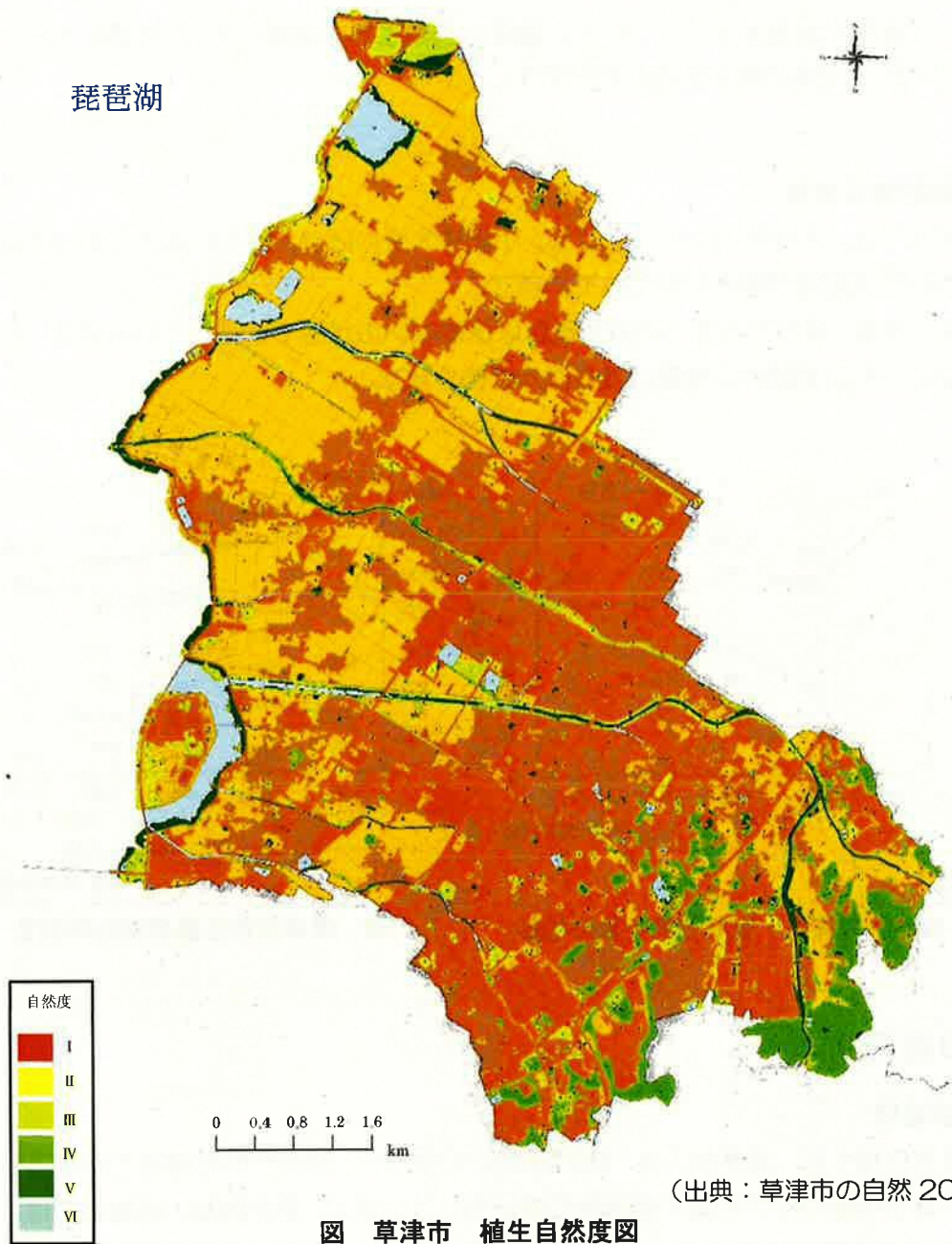


図 草津市 植生自然度図

### ア. 自然環境の保全

滋賀県のレッドデータブック選定種数は増加傾向にあり、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」において希少野生動植物の積極的な保護が図られています。

草津市では、残された自然環境を少しでも多く保全し次世代に継承すべく、優れた自然状況を残している3,000㎡以上の面積をもつ地域などを「自然環境保全地区」として指定しています。また、市内にある樹木のうち、健全で学術的または歴史的に意義がある一定の基準を満たす樹木について「保護樹木」として指定しています。

表 滋賀県版レッドデータブック選定種数

	(種数)							合計
	絶滅 危惧種	絶滅危機 増大種	希少種	要注目種	分布上 重要種	その他 重要種	絶滅種	
2015 年版	176	146	397	341	275	89	15	1,439
2010 年版	168	147	401	245	236	83	8	1,288
2005 年版	151	143	390	241	184	103	7	1,219

(出典：2015年版 滋賀県で大切にすべき野生生物 (滋賀県版レッドデータブック))

表 自然環境保全地区、保護樹木一覧

指定区分	名称
自然環境 保全地区 17地区	立木神社自然環境保全地区、小槻神社自然環境保全地区 熊野神社自然環境保全地区、印岐志呂神社自然環境保全地区 芦浦観音寺自然環境保全地区、天神社（川原町）自然環境保全地区 老杉神社自然環境保全地区、天神社（木川町）自然環境保全地区 山田正八幡宮自然環境保全地区、治田神社自然環境保全地区 新宮神社自然環境保全地区、若宮八幡神社自然環境保全地区 八幡神社（追分）自然環境保全地区 八幡宮神社（馬場町）自然環境保全地区、十二将神社自然環境保全地区 鞭崎神社自然環境保全地区 大宮若松神社自然環境保全地区
保護樹木 11カ所	青地町・志津小学校のクスノキ（3本） 西矢倉一丁目・湖南農業高校のクスノキ（17本） 大路二丁目・小汐井神社のムクノキ 渋川二丁目・伊砂砂神社のモッコク 野路町・稻荷神社のクロガネモチ（3本） 野路五丁目・旧東海道筋のアベマキ・エノキ 南山田町・大宮若松神社のイロハモミジ 下寺町・天満宮のケヤキ 下物町・天神社のクスノキ 矢橋町・「矢橋の帰帆」のイチヨウ 志那町・志那神社参道のクロマツ（6本）

(令和2(2020)年4月1日現在)



## イ. 外来種

外来種の分布が拡大すると、在来種の生息・生育場所が奪われたり、外来種による在来種の捕食などによって自然のバランスに悪影響を与えます。

平成 24（2012）年から平成 25（2013）年にかけて行われた自然環境調査で確認された動植物には、外来種も多く含まれており、植物では、確認された種の 20.8%（268 種）が外来種となっています。

特にアライグマは目撃情報が増加しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。平成 27（2015）年には 21 頭、平成 28（2016）年には 35 頭捕獲されました。また、水生植物のオオバナミズキンバイも急速に生育域を拡大させており、草津市をはじめとする県内 6 市と NPO など琵琶湖外来生物植物対策協議会が設立され、対策を進めています。

## ウ. 野生動物の被害

草津市においては、山手でのイノシシやニホンジカの増加や、カラスやカモ類による水稲への被害、アライグマによる食害や糞害等が発生しています。

被害防止にあたり、平成 29（2017）年に滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画が策定されました。草津市を含めた近隣市（大津市、栗東市、野洲市、高島市）が連携し、獣害被害防止についての施策を推進しています。

表 草津市の鳥獣被害状況（平成27年）

鳥獣の種類	被害品目及び被害額	
	品目	被害額
イノシシ	水稲・野菜	44千円
ニホンジカ	水稲・麦・大豆・野菜	4千円
ニホンザル	水稲・野菜・果樹	—
アライグマ	野菜・果樹等	—
ヌートリア	水稲	—
カラス	水稲・麦・大豆・野菜	471千円
ドバト	水稲・麦・大豆	7千円
カモ類	水稲・麦	109千円
オオバン	水稲・麦	—
	計	635千円

（出典：平成 29 年度 滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画）

## (2) 異常気象

異常気象について、平成 30（2018）年に閣議決定された気候変動適応計画では、「近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。」とされています。

草津市においても、平成 30（2018）年の台風 21 号で、樹木の倒壊や農業被害、

住宅の瓦が落ちるなどの被害が多数発生しました。また、市内の大雨警報・注意報は、平成 25（2013）年～令和 1（2019）年の間、毎年 40 件以上が発令されており、令和 1（2019）年では 50 件の警報・注意報が発令されています。

#### ④ 再生エネルギーの導入状況

草津市における導入状況を見ると、特に 10kW 未満の太陽光発電の導入が進んでいます。対して 10kW 以上の太陽光発電や風力、水力、地熱などの設備導入は進んでいません。

表 草津市の太陽光発電設備導入状況（令和元（2019）年12月）

項目	太陽光発電	
	10kW 未満	10kW 以上
導入件数(件)	2,419 (2 位)	513 (8 位)
導入容量(kW)	10,743 (2 位)	20,242 (10 位)

(出典：経済産業省資源エネルギー庁)  
カッコ内は県内市町順位（19 市町）



## 2. コラム

### コラム① SDGsのゴールと環境、経済、社会の関係

環境省が実施した研究では、「持続可能な開発」の概念を、従来の「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」から「現在及び将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の要求を満足させるような開発」へと広げることを提案しています。

この概念を分かりやすく整理したものが、環境、経済、社会を三層構造で表した木の図です。木の枝には、環境、社会、経済の三層を示す葉が繁り、木を支える幹は、ガバナンスを示しています。木の根に最も近い枝葉の層は環境であり、環境が全ての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることを示しています。

木が健全に生育するためには、木の幹が枝葉をしっかり支えるとともに、水や養分を隅々まで行き渡らせる必要があります。木の幹に例えられているガバナンスは、SDGsが目指す環境、経済、社会の三側面の統合的向上を達成する手段として不可欠なものです。

また、模式図の三層それぞれに、関連の深いSDGsのゴールを当てはめてみると、ゴールが相互に関連していることが一層理解しやすくなります。

(出典：環境省 平成29年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書)

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

## コラム② 地域循環共生圏の背景と考え方

### ■ 資源循環型社会を取り巻く課題

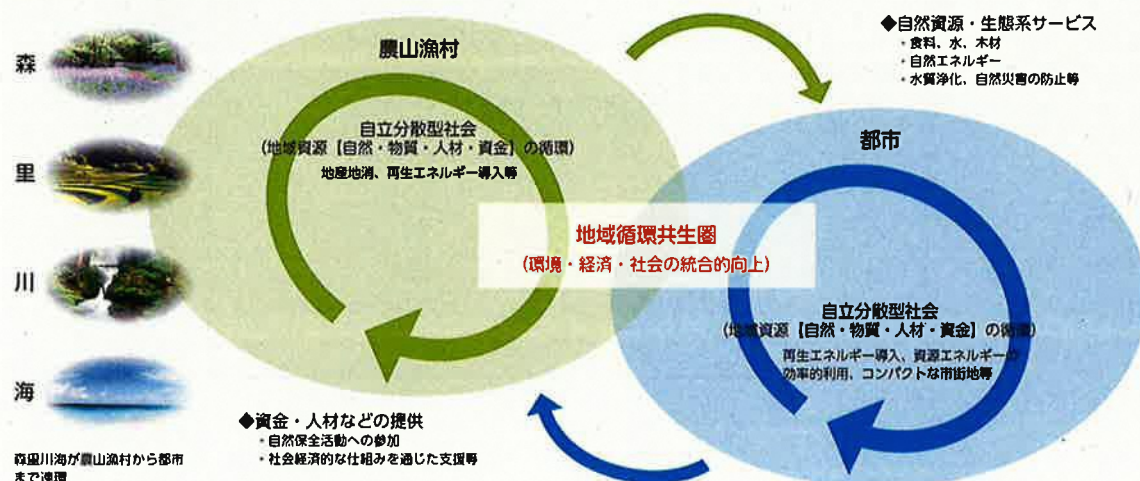
資源循環型社会の形成をさらに進めていくうえで、以下のような課題があります。

- 人口減少によって、廃棄物処理や資源循環の担い手が不足することや、循環資源のリサイクル先が不足することが懸念されます。
- 今後、老朽化した住宅、ビル、道路・鉄道などの社会資本が増加し、建て替えなどに伴う廃棄物の増加が予想されます。
- 人口減少によって増加する空き家、地域経済の衰退により増加する空き店舗など、処理責任が不明確な廃棄物が増加する懸念があります。
- 地域住民の共同体としての機能の低下や高齢化により、ごみステーションの運営や集団回収等の実施が困難な地域の増加、ごみ出しが困難となる高齢者の増加、地域から孤立する中でごみを家にため込んでいくごみ屋敷の増加など生活ごみを巡る様々な問題が増えていく懸念があります。

### ■ 地域循環共生圏の形成

上記の課題を解決するための考え方が、地域循環共生圏の考え方です。


図1-3-1 地域循環共生圏のイメージ



資料：中央環境審議会意見具申「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～環境・生命文明社会の創造～」より作成



- 地域の特性に応じて、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属などの循環資源を、狭い地域で循環させることが適切なものはなるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが適切なものについては循環の環を広域化させるなど、各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させます。
- 地域の森・里・川・海を保全し適度に手を加え維持管理することで生み出される再生可能資源（木材、地熱・風力・水力などの再生可能エネルギー源など）を継続的に地域で活用していきます。
- 地域に蓄積された道路・鉄道などの社会資本、住宅・店舗などの建築物などを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくことにより資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていきます。
- これらの循環資源、再生可能資源、ストック資源の有効活用などにより、地域の自然、物質、人材、資金を地域で循環させ、地域のオーナーシップと魅力を高め、地域の活性化につなげていきます。



絵を挿入予定

### コラム③ 地域循環共生圏の構築に向けた取組

地域循環共生圏の構築に向けた取組は各地で始まっており、それぞれの地域の特色を生かした取組がみられます。

#### ■ これまで廃棄されていた食品<sup>さんさ</sup>残渣を活用した取組（名古屋市）

名古屋市では、市内のスーパー、レストラン、学校給食などから出る生ごみ（食品循環資源）を市内の施設で堆肥にし、その堆肥を使って名古屋市近郊の農家が野菜を栽培しています。

生ごみとして排出された野菜がふたたびキッチンに戻ってくることから、「おかえりやさい」と命名されています。（出典：名古屋市 HP）



#### ■ 野生生物との共生した農法による販売促進の取組（鳴門市）

コウノトリが飛来する鳴門市では、官民を挙げての環境づくりや PR を行っており、環境に配慮した農法に取り組んでいます。

主力品目であるレンコン圃場はコウノトリの餌場となるため、野生動物が生息できる環境を整えることを優先課題として、レンコンの特別栽培（農薬・化成肥料を慣行比5割減）にかじを切り、コウノトリとの共生が進められています。

鳴門市は農業振興と地域活性化を目的に、環境にやさしい取り組みから生産される農産物などに対して、「コウノトリおもてなし」ロゴマーク（右図）を作成しています。（出典：全農 HP）





### 3. 用語解説

#### 【あ行】

##### 愛する地球のために約束する協定

草津市では、地球温暖化防止に地域をあげて取り組むため、「愛する地球のために約束する草津市条例」を平成20(2008)年4月に施行し、事業者、団体等が地球温暖化を防ぐため、自ら進んでできる取り組みについて市と協定を結んでいる。

##### SDGs

平成27(2015)年9月の第70回国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、国際社会全体が令和12(2030)年までに達成すべき17の目標。【外務省】

##### 温室効果ガス

大気圏にあって、地表からの熱(赤外線)の一部を吸収し温室効果をもたらす二酸化炭素、メタンなどの気体の総称。地球温暖化の主な原因とされている。

##### エコスタイル

環境負荷が小さい生活様式のこと。

#### 【か行】

##### ガーデンシティくさつ

市民・地域・企業等と行政の協働で取り組むガーデニングを手法とする草津市のまちづくりの方針です。

##### 外来生物・在来生物

その地域に元々生息・生育している動植物を在来生物、他の地域から来て定着した

生物を外来生物という。

##### 環境基準

人の健康の保護および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で行政の目標値。現在、大気汚染、水質汚濁(地下水汚染も含む)、土壌汚染、騒音の基準が定められている。

##### 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。【環境省】

##### 緩和(気候変動の緩和策)

地球温暖化防止に向けた対策の一つ。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策。【環境省】

##### 気候変動に関する政府間パネル(略称: IPCC)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として設立された組織。

(Intergovernmental Panel on Climate Change)

##### 草津エコフォーラム

草津市が商工会議所と共催。主に事業者を対象として環境保全に関する話題提供や、

実践例の紹介、情報交換を行っている。

#### 草津市の自然

自然への関心と理解を深めていただくため、地形と地質や植生と緑環境、植物相、生物等について、専門家の方々に調査いただき、分かりやすく解説したもので、平成26(2014)年度に35年ぶりに2年の調査と1年のまとめ期間を経て発行されたもの。

#### 湖南企業いきもの応援団

滋賀経済同友会・滋賀経済産業協会の会員企業を中心に、湖南地域に拠点を有する企業が参画して、結成された活動。活動目的として、①生物多様性の保全と再生、②自然との共生で企業の新たなビジネスチャンスに、③企業の地域連携と貢献を挙げている。

#### コンポスト

生ごみをはじめとする有機物を堆肥化して土に還元する循環システムの一つで、微生物の働きによって発酵を促進するもの。また、生ごみ等から堆肥を生成する際に用いる容器をコンポストと呼ぶ場合もある。

#### COP21

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議を指す。平成27(2015)年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにて開催された。会合では、最大の焦点であった、京都議定書後における令和2(2020)年以降の気候変動対応にかかるあらたな法的な国際枠組みを定める「パリ協定」が採択された。

#### 【さ行】

#### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

#### サンアール(3R)

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。【環境省】

#### 散在性ごみ

ポイ捨て等により、公共の場所に散乱している空き缶、空きびん、プラスチック容器などのごみ。

#### 資源循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再利用を第一に考え、資源を循環利用することにより、新たに採取する資源をできるだけ少なくし、環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

#### 自然環境保全地区

「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、残された自然環境を少しでも多く保全し、次世代に継承すべく、良好な自然環境を残している3,000㎡以上の面積をもつ地域を対象とし、その他の基準に沿って指定している。



## 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。【環境省】

## 生物多様性

特定の範囲に生息生育する生物の多様さの程度で、様々な生物がいる「種の多様性」、様々な生息環境がある「生態系の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。【滋賀県】

## 【た行】

---

### 脱炭素社会

地球温暖化の原因となっている「温室効果ガス」をゼロにする社会のこと。

### 地域循環共生圏

第五次環境基本計画で提唱された、複数の課題の統合的な解決に向けた考え方。

地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークや経済的つながりを構築していくことで地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす」という考え方。【環境省】

### 地球冷やしたい推進フェア

草津市の主催する地球温暖化を知って、具体的な行動に移していただくためのイベント。クイズ、ゲーム、工作・実験、企業等のブース出展、パネル展示などを企画している。

### 低炭素社会

二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。

## 適応（気候変動の適応策）

地球温暖化防止に向けた対策の一つ。気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減する対策。【環境省】

### 透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。

## 【は行】

---

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

### ハザードマップ

災害が起きたときの浸水想定区域や土砂災害危険予想箇所をはじめ、地域で想定される危険箇所や避難所までの避難経路などの情報を地図上に表示したもの。

### パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。【環境省】

### ヒートアイランド現象

都市部には人口が集中し、排熱源が多く、建物や道路が増える一方、緑が減ることなどによって、都市部の気温が周辺部より高くなる現象のこと。等温線を引くと、都市部を中心とした熱の島のようなことから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

## BOD

生物化学的酸素要求量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標のひとつで、水中の有機物の量を、その酸化分解に微生物が必要とする酸素の量で表したものの。

## ビオトープ

野生生物が共存共生できる生態系を持った場所という意味で、ドイツ語の生物(bio)と場所(tope)の合成語。都市内の空き地や校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

## 微細目ストレーナー

昭和58(1983)年に草津市が開発したもので、1mm 穴の台所用ストレーナーおよび三角コーナーのこと。台所からの料理くずなどの水質汚濁物質の流出抑制に効果がある。

## HEMS (ヘムス)

Home Energy Management System (ホーム エネルギー マネジメント システム)の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。

## 保護樹木

良好な環境を確保するため、「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、市内にある樹木で健全で学術的または歴史的に意義がある一定の基準を満たす樹木を指定したものの。

## 【ま行】

---

### マイクロプラスチック

海洋ゴミの約70%を占めると言われているプラスチックゴミのうち、大きさが5mm以下のサイズのもの。【環境省】

## まめバス

公共交通空白地・不便地を中心とした生活交通の確保や、地域の活性化を目的に運行している草津市の地域公共交通の小型乗合バスの愛称。

## みちサポーター

市道の美化活動を行う市民ボランティア制度。市が活動を支援し、市民と市との協働によるきれいなまちづくりを推進する事業。

## 【ら行】

---

### ライフサイクル

経済社会の物質フローについて、資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階を指す。



## 4. 策定の経緯

### (1) 草津市環境審議会 開催経過

第3次草津市環境基本計画の策定について、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえ、国・県の計画や第2次草津市環境基本計画の成果や課題を踏まえ、見直すべき事項や新たに盛り込むべき事項について審議が行われました。

	開催年月日	主な内容
第1回	令和2年6月 4日(木)	・環境基本計画の策定について市長から諮問 ・環境基本計画の策定ポイントについて
第2回	令和2年7月 9日(木)	・環境基本計画(素案)について
第3回	令和2年8月11日(月)	・環境基本計画(素案)について
第4回	令和2年9月 9日(水)	・環境基本計画(案)について
第5回		
答申		

答申(写真添付の予定)

### (2) パブリック・コメントの募集

第2次草津市環境基本計画改訂案について、広く市民意見を募集しました。

- ・実施期間：
- ・提出者数：
- ・意見総数：

## 5. 審議会委員名簿

R2.6.1 現在 (50音順)

委員区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	小笠原 好彦	滋賀大学名誉教授
	◎小林 圭介	滋賀県立大学名誉教授
	壽崎 かすみ	龍谷大学准教授
	樋口 能士	立命館大学教授
	山川 正信	びわこリハビリテーション専門職大学学長
	山崎 賢	老上小学校長
	○山田 淳	立命館大学名誉教授
	横田 岳人	龍谷大学准教授
産業を代表する者	磯貝 佳則	キャノンマシナリー株式会社
	奥田 裕介	草津市農業協同組合
	久保木 毅	郷インテックス株式会社
	阪口 一男	山田漁業協同組合
	中川 智	パナソニック株式会社アプライアンス社
	森 毅	特定非営利活動法人 NPO びわ湖環境
市民を代表する者	太田 一郎	市民公募
	杉江 香代子	市民公募
	堀井 喜一	市民公募
	松村 幸子	ごみ問題を考える草津市民会議
	山元 孝子	市民公募
行政	海東 まどか	滋賀県南部環境事務所

◎：会長 ○：副会長



## 6. 諮問・答申

草環発第8 2 1 号  
令和2 年6 月4 日

草津市環境審議会  
会長 小林 圭介 様

草津市長 橋川 涉

第3次草津市環境基本計画の策定について（諮問）

第3次草津市環境基本計画の策定について、草津市環境基本条例第8条第3項の規定により、貴審議会に諮問いたします。

### 記

#### 1 諮問理由

本市では、草津市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する総合的な計画となる草津市環境基本計画を策定しております。

現計画である第2次草津市環境基本計画は、計画期間が平成23年度から令和2年度までの10年であり、本年度をもって計画期間が終了します。

次期計画である第3次草津市環境基本計画は、次年度から計画期間に入る第6次草津市総合計画と同じ12年の計画期間を予定しております。

つきましては、第3次草津市環境基本計画を本年度に策定することについて、このたび同条例第8条第3項の規定により、貴審議会の御意見を賜りたく諮問するものであります。

## 7. 条例

○草津市環境基本条例

平成9年7月1日

条例第10号

改正 平成25年3月29日条例第4号

### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全を図るための基本的施策（第7条—第10条）

第3章 環境にやさしい事業を推進するための施策（第11条—第16条）

第4章 環境審議会（第17条）

第5章 補則（第18条）

付則

草津市は、悠久の昔から、我が国最大の湖である琵琶湖からの様々な恩恵と、大都市に近い交通の要衝としての立地条件により、水と緑に恵まれた自然と文化豊かなまちとして発展してきた。

私達が、享受、追及してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で身近な自然、風土を含めた環境に過度の負担を与え続け、その累積による問題が地域のみならず、今や、地球規模の問題として、その影響の深刻さが顕在化している。

私達は、環境や自然の大切さや、その恩恵を認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境の保全につながることを理解し、環境への負荷の少ないまちづくり、ライフスタイルの変革、事業活動のあり方を考え、それに基づく具体的行動に移さなければならない時にある。そして、このかけがえのない環境を、より素晴らしいものとして、将来の世代に引き継いでいくことが現在に生きる、私達の責務である。

ここに、「環境にやさしいまち」の具現化を目指し、その基本となる方向性を示し、現在および将来の市民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を営むためには、健全で快適な環境の確保が極めて重要であることにかんがみ、基本理念を定め、ならびに市、市民および事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する基本的事項を定めることにより、現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 事業活動および市民生活等、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 事業活動および市民生活等、人の活動による地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

（基本理念）

第3条 健全で快適な環境の確保は、何よりも優先して、次の基本理念により推進す



るものとする。

- (1) 自然の摂理の下に自然と人間との健全な調和、共生を図るために、自然環境を保全し、創造を図りつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる地域環境文化を育て、環境保全型社会の実現を目指すこと。
- (2) 環境を構成する大地、大気、水その他のものの資源としての重要性と有限性を認識し、現在の市民から将来の市民へ継承されるよう、社会経済活動を通じて、省資源、省エネルギーの徹底、リサイクルの促進、効率化を図ることにより、循環型社会を構築すること。
- (3) すべての市民が健全で、快適な環境を享受することができるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を自覚し、自らの行動や事業活動を環境面から見直し、環境保全にかかわる活動に参加し、ともにその実現を図ること。
- (4) 心の豊かさを高める市民文化を創造し、および発展させるために、市、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、歴史的環境、文化的遺産等の保全を図ること。
- (5) 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で、極めて重要であることから、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ、地球環境の保全に貢献すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、自ら率先して環境対策を進めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、自らの意識の変革と日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市が実施する健全で快適な環境の確保に関する施策に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、自らの社会的責任において、環境への負荷の低減に資するよう努め、ならびに廃棄物の発生の抑制および適正処理を行い、その事業活動に伴って生ずる環境の保全上の支障を防止するとともに、市が実施する健全で快適な環境の確保に関する施策に参画し、協力するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の保全を図るための基本的施策

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、次に掲げる

施策を実施するよう努めなければならない。

- (1) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、生態系に配慮した自然環境の保全と創造
- (2) 公害の防止および生活環境の保全
- (3) 資源の循環的な利用、廃棄物の発生の抑制、再利用等の推進、減量および適正処理ならびにエネルギーの有効利用
- (4) 良好な景観の保全および歴史的、文化的遺産の保全
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する施策  
(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する総合的な計画となる草津市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱、目標
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定する場合においては、草津市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。  
(環境にやさしい配慮指針)

第9条 市長は、市、市民および事業者がそれぞれの立場で事業を実施するに当たり、日常の生活において、良好な環境の保全と創造を誘導するため、それぞれが配慮すべき事項を定めた、環境にやさしい配慮指針（以下「配慮指針」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、国、県および地方公共団体等が実施する事業に対し、配慮指針を尊重するよう協力を要請することができる。
- 3 市民および事業者は、配慮指針を遵守するよう努めるものとする。  
(環境にやさしいアドバイザー)

第10条 市長は、市、市民および事業者が事業を実施するに当たり、その事業内容が、特に環境に著しく影響を及ぼす恐れのある事業であると市長が認めるときは、その事業の環境配慮方法等について、専門的知識を有する者から助言を得るため、環境にやさしいアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することができる。

- 2 市長は、アドバイザーの助言を尊重し、これを事業を実施する者に伝える。
- 3 事業を実施するものは、この助言を尊重しなければならない。



- 4 前3項に定めるもののほか、アドバイザーの設置および運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 環境にやさしい事業を推進するための施策

#### (環境にやさしい週間)

- 第11条 市民および事業者が環境の保全についての理解と認識を深めるため、7月1日を含む1週間を環境にやさしい週間とする。

#### (環境学習の推進等)

- 第12条 市は、市民および事業者が環境の保全についての理解と認識を深めるために環境学習を推進するとともに、普及啓発事業の実施、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (環境情報の提供等)

- 第13条 市は、市民および事業者がそれぞれの責務に応じて行動するために必要な情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

#### (環境白書等による公表)

- 第14条 市は、市の環境の現状、施策の内容等について環境白書その他によりこれを公表するものとする。

#### (技術交流、国際協力等)

- 第15条 市は、国、県、大学、事業者、市民および国際的に交流のある機関等と連携を図りつつ、環境の保全に関する情報交換、技術交流および国際協力に努めるものとする。

#### (調査研究体制の整備等)

- 第16条 市は、健全で快適な環境を確保するため、環境の状況の把握に関する調査、環境の保全に関する情報の収集、調査研究体制の整備および技術者の養成等に努めるものとする。

### 第4章 環境審議会

#### (環境審議会)

- 第17条 市長の諮問に応じ、市域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するため、草津市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、委員30人以内で組織する。
  - 3 審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 補則

#### (委任)

- 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第9条および第10条の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(草津市民の環境を守る条例の一部改正)

- 2 草津市民の環境を守る条例(昭和53年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 環境審議会(第85条・第86条)」を「第6章 削除」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 削除

第85条および第86条 削除

付 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



